

# わが国の精神衛生

昭和44年



第17回

国立精神衛生研究所

# 「わが国の精神衛生」目次

## 第十七回精神衛生普及運動広報資料

まえがき	2
本年の運動の目標	3
昭和四十五年度予算要求の概要	3
精神衛生とは	6
乳幼児期の精神衛生	7
学童期、青年期の精神衛生	7
壮年期の精神衛生	8
老年期の精神衛生	9
わが国の精神衛生	
一 精神衛生の歩み	10
二 精神衛生行政の組織	13
三 精神衛生の財政	15
(一) 精神衛生関係予算	15
(二) 国庫補助	15
(三) 資金の助成	16
四 精神障害者の実態	17
(一) 精神障害者とは	17
(二) 精神障害者数	19
五 精神障害者の医療保護	21

## 次

(一) 精神病院	21
(二) 精神病院への入院	23
1 措置入院	24
(1) 入院措置	24
(2) 申請・通報	25
(3) 精神衛生鑑定医	25
2 緊急入院	25
3 同意入院	26
4 仮入院	26
5 自由入院	26
(三) 通院医療について	27
(四) 医療費について	27
(四) 訪問指導	28
(六) 保健所	29
(七) 精神衛生センター	29
(八) 精神衛生従事者	30
(九) 精神衛生関係の法律	31
(十) 精神衛生関係の施設	32
(出) 精神衛生関係の団体	33
諸外国の病院・病床・実数・率	34
精神病床数・入院患者数・利用率等現状	35
第十七回精神衛生全国大会行事日程表	36

# 精神衛生

## 第17回精神衛生普及運動広報資料

昭和44年11月7日～13日

精神衛生普及運動は、毎年秋、恒例的に実施され、本年も精神衛生全国大会（日本精神衛生連盟主催、於広島市）の開催に引き続いて十一月七日から十三日までの一週間、厚生省、都道府県、指定都市の共同主催、多数の関係団体の後援によつて全国的に展開されることとなつた。

本運動の目的は、いうまでもなく精神衛生法の趣旨を普及することによつて、精神障害者の早期発見、早期治療を図るとともに軽快者の社会復帰のための各種施策の実施、さらに地域社会における精神障害に対する理解を深めることと偏見の除去に努めることなどによつて広く国民の精神的健康の保持向上をはかることにある。

向精神薬の開発に始まつた精神科医療の著しい進歩は精神障害者の姿を一変させ、精神病院も従来の隔離収容所的なものから次第に開放的で治療病的な形態を整えたとともに、精神療法や生活療法が積極的に行なわれるようになり、患者の社会復帰が促進され、通院医療の需要が著るしく増大してきたことはまことに喜ばしいことである。

このような精神科医療の進歩を背景として昭和四十年六月に精神衛生法と保健所法の一

部改正が行なわれ、わが国の精神障害者対策の重点は、患者の収容対策から地域精神衛生対策に切り換えられた。すなわち、保健所は新たに地域における精神衛生活動の第一線機関に定められ、地域精神衛生活動の中核として、精神障害者の早期発見、早期治療、さらに在宅患者の指導と管理に当ることになつた。都道府県には精神衛生センターを設置して、保健所の精神衛生業務を技術的に援助するとともに、精神病院における各種社会復帰活動を盛んにし、社会復帰の促進を図るほか、退院患者に対しては、通院医療費の半額公費負担制度の創設によつて、安定した社会復帰の維持に努めている。

それからすでに四年を経過したが、わが国の精神衛生の現状を鑑みるに、当初期待されたほどには進展していない。このため緊急に実践されねばならないものとして、次の八つの課題をあげ、現在中央精神衛生審議会で審議されている。

- (1) 地域精神衛生対策の確立
- (2) 精神病院における医療の改善向上と機能の分化
- (3) 社会復帰の促進
- (4) 障害者の福祉の向上

- (5) 精神衛生関係職員の養成訓練
- (6) 精神衛生に関する研究開発の推進
- (7) 精神衛生思想の普及
- (8) 国立精神衛生総合センター構想の実現

## 本年の運動の目標

精神障害の発生の予防から早期発見、早期治療、社会復帰まで一貫した施策を地域社会のなかですすめてゆくという精神衛生法の趣旨を普及徹底させるため、次のような実施事項について、具体的な事例等をあげ、地域の実情に応じた独創的な運動を展開するよう配慮する必要がある。

- (1) 地域精神衛生活動の展開
 

精神衛生法により、精神障害者の通院医療費の½が公費負担となり、働きながら治療が受けられる制度があること、保健所には訪問指導や相談指導の体制がしかれており、気軽に精神衛生の問題の解決に援助を行なつていこと等を広報し、保健所を中心とした地域精神衛生活動の推進によつて、精神障害者の％は、入院することなく、社会生活を続けながら治療ができ、また入院してもその％は早期に社会復帰ができることを普及し、広く地

域精神衛生に対する関心を高める。

- (2) 精神衛生協力組織の育成
 

保健所の地域精神衛生活動には精神衛生センターの技術援助と地域の社会資源の協力がなければ、大きな効果は期待できない。また精神障害の発生予防、さらに進んで精神的健康の保持向上を図るためには、家庭、学校、職場などに精神衛生の知識を普及させ、精神衛生的配慮を行なう組織（健康管理者）を育成するように努める。

- (3) 正しい精神衛生思想の普及
 

精神障害や精神病院に対する誤つた観念を是正するために、次のような精神衛生思想普及活動を積極的に行なう。

- (イ) 精神病院、保健所、精神衛生センターなどの精神衛生関係施設における精神衛生活動の実際を紹介し、すべての人が気軽に相談し指導がうけられるよう理解させる。
- (ロ) 平素、精神衛生サービスに恵まれていない地区の住民に対しては、特にこの運動期間中に、巡回相談、巡回診療などの機会をつくり、精神衛生の水準向上に努める。
- (ハ) 機関紙の特集号の発行や新聞、ラジオ、テレビ等マスコミの協力を得て広報活動を行なうとともに、公開座談会、講演会、公

開討論会、展示会、映画会等を開催し、わが国の精神衛生の現状と将来の展望を正しく提示する。

## 昭和四十五年度予算要求の概要

精神衛生行政を進めてゆくための組織としては、保健所（全国八三二カ所）を第一線機関として、都道府県における精神衛生センター（現在二十カ所）、都道府県衛生主管部局、国（厚生省、国立精神衛生研究所）を結ぶ線の中軸にして、医師、精神衛生相談員、保健婦、看護婦（士）、作業療法士、心理技術者、研究者などによつて、精神障害の発生予防、早期発見、早期治療の対策を推進するとともに、入院治療を要する精神障害者に対しては、全国二二万六千余床の精神病床で治療を行ない、また精神病院の外來機能の充実、社会復帰促進のための諸施設の整備、小児、老人あるいは合併症をもつた精神障害者のための専門病床の整備などの施策を精神衛生法の趣旨にそつて推進しているところである。

そこで、昭和四十五年度における予算要求にあつては、これらの施策をより強力に推進し、内容の充実を図るため、医療費の増

額、精神病床の整備、精神衛生センターの運営・整備の拡充、精神衛生関係職員の研修、精神障害者の実態調査などの継続のほか、新たに精神障害回復者社会復帰センター、地域精神衛生特別（都市）対策、国立精神衛生総合センター設置のための調査など、いくつかの新規要求を含んで、総額三百一六億余円（前年比約三六億余円増）の予算要求をしたところである。これら新規事項を含めた要求のすべてが認められるかどうかについては今後の折衝にまたねばならないところであるが、その主なものを掲げて参考に供することとしたい。

#### 1 医療費の公費負担

##### (1) 措置入院医療費の国庫補助

精神障害者であつて、その精神障害のために自身を傷つけまたは他人に害をおよぼすおそれのある者に対して、都道府県知事が入院措置をした場合の医療費は、全額を公費で負担し、国がその八割を負担し、二割を都道府県が負担することとされている。（ただし一定程度以上の所得があり医療費の負担能力のある場合は、医療費の一部または全部を入院した精神障害者またはその扶養義務者に負担

してもらふことにしているが、その額は医療費の％余にすぎない額である。）昭和四十五年度においては、措置人員七万九千人（前年比四千人増）、二百九八億余円（前年比二八億余円増）を要求している。

##### (2) 通院医療費の国庫補助

精神障害に対する早期治療と退院者の再発防止を図るため、外来診療費の½を公費負担する制度が昭和四十年十月から実施されている。この制度は、地域精神衛生対策とも関連して、将来精神科医療の中核ともなるべき制度であると考えられるので、この制度の活用が大いに期待されている。昭和四十五年度においては、対象人員五万七千五百人（前年比一万五百人増）、八億余円（前年比二億余円増）を要求している。この経費の負担区分は、医療費の½を公費で負担し、さらにその½づつを国と都道府県でそれぞれ負担することになっている。

#### 2 保健所における精神衛生対策

保健所に設置される精神科嘱託医、精神衛生相談員、保健婦による精神衛生相談、在宅精神障害者に対する訪問指導などを拡充することなどを中心に、昭和四十五年度において

は嘱託医五〇〇人（前年三五〇人）の人員および単価増、訪問指導件数の大幅増および単価増、申請通報等の調査費の件数および単価増等さらに新規として保健所精神衛生担当医師地区別講習会等の出席旅費に対する補助を含めて34/100の補助率で事業費としては五百四百万余円を要求している。

#### 3 精神衛生センターの整備と運営

精神衛生関係施設の技術的指導体制を早急に充実強化するため、都道府県における精神衛生に関する総合的技術センターとして、精神衛生センターをすみやかに整備する必要がある。このため昭和四十五年度にはA級センター（人口三〇〇万人以上の都道府県に設置し、八二五平方メートル以上の規模）一カ所、B級センター（人口三〇〇万以下の県に設置し、四九五平方メートル以上の規模）五カ所の新設の施設・設備の整備費と既設のセンターを含めて二九カ所の運営費（医師等職員の手給の大幅引上げ）で一億一千二百万余円（前年度比四千二百万余円増）の要求をしている。

#### 4 精神病床の整備

都道府県、市町村等の設置する地方公共団

体立のものに対しては、新設三〇〇床、増設八〇〇床に均等の国庫補助を、また日赤、済生会など非営利法人立のものに対しては、増設二〇〇床に均等の国庫補助（いずれも単価増）を行なうため総額三億三千四百万余円（前年度比七千六百万余円増）の補助金を要求している。

## 5 精神障害回復者社会復帰センターの整備、運営

このセンターはすでに精神病院での入院治療の必要がなくなつた精神障害回復者および在宅精神障害者の社会復帰を促進する施設で、夜間生活指導部（ナイトホステル）、昼間生活指導および作業指導部（デイ・ケアセンター）において医学的管理のもとで、必要な生活訓練と職業訓練を行ない社会適応を図ることを目的としたものである。このセンターは夜間生活指導部一〇〇人、昼間生活指導部六〇人、作業指導部四〇〇人の計二〇〇人を収容および通所させ、医師（所長）、精神科ソーシャルワーカー、心理技術者、作業療法士、看護婦および事務職員等三十四人によつて管理運営される。なおこのセンターはさしあたって都道府県立で全国五カ所に設置する

ため、補助率均等施設整備に二億四千七百万余円、運営に二千三百万余円（初年度三カ月分）を要求している。

## 6 地域精神衛生対策

### (1) 精神衛生相談員資格認定講習会

この講習会は精神衛生相談員有資格者の確保によつて、保健所における精神衛生業務の推進を図るため、保健婦を対象として行なうもので、今年より年一回、二地区（東京、大阪）、一〇〇人に行なつてゐる。この認定講習会は都道府県においては昭和四十年よりすでに十四回、十地区で行なわれ、五五〇余人の有資格者を養成しているが、国でも今後、都道府県と平行して継続してゆく予定である。

### (2) 保健所医師のための研修

保健所における地域精神衛生活動の推進はいうまでもなく保健所長や予防課長の努力に負うところが極めて大きい。このため国立精神衛生研究所では、毎年、保健所医師を対象とした研修を行なつてゐるが、昭和四十五年度からは、さらに地区別に短期間（三日間）の研修を行なうため二百八十八万八千余円（受講者出席旅費は四百三十八万八千余円）を要求して

いる。

### (3) 精神病院技術職員のための研修

精神病院が新しい医学の進歩に応じて医療内容を常に改善向上させ、また近代的な経営を行なうよう、精神病院に勤務する医師、事務長、看護婦長（士長）、精神科ソーシャルワーカー、作業療法士および衛生検査技師等に対して研修を行なう。

これは日本精神病院協会に委託して行なうが、委託費として昭和四十五年度は一千五百万余円を要求している。

### (4) 精神衛生思想普及活動

地域精神衛生対策が円滑に実施されるためには住民の精神衛生に対する正しい理解がなくてはならない。これまで精神衛生思想普及活動は保健所や精神衛生センターが中心となつて、講演会、座談会、展示会、広報紙（パンフレット）の発行などを通じて行つてきたが、今後はもつと広く、深く、関係諸機関、ラジオ、テレビ、新聞などマスコミを動員して大規模の活動も必要となる。このため昭和四十五年度からは日本精神衛生連盟に委託し、精神衛生思想普及活動の飛躍的進展を図るものである。委託費として五百万円を要求している。

## (5) 地域精神衛生特別(都市)対策

多くの精神衛生問題をかかえている保健所、指導者がいないため容易に精神衛生生活にとりくめない保健所に対しては、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、心理技術者、保健婦等のチームよりなる巡回指導班が週二回援助のために出動し、その保健所長の指揮下で地域精神衛生活動を行なう特別対策である。昭和四十五年度は都道府県と政令市の四十七カ所、七十二班を結成するため、 $\frac{1}{2}$ の補助率で六千二百万余円を要求している。

## 7 精神衛生制度調査

中央精神衛生審議会及び医療審議会の答申に基づき精神衛生制度に関する各種事項について調査検討を行なうもので、診療方針、施設、社会復帰、地域精神衛生の四部からなっている。昭和四十五年度では、作業療法等の診療基準、小児や老人のための特殊病棟等の建築基準、アルコール中毒の諸問題、在宅精神障害者の実態調査などの所要経費として四百万余円を要求している。

## 8 精神衛生総合センター調査費

精神障害の発生予防から各種精神科医療の開発強化、社会復帰のための各種施策等一貫した精神衛生対策を推進するため、各分野の専門を有機的に結合した国立精神衛生総合センター(仮称)の設置が強く要請されている実情にかんがみ、当該施設の調査費として新規に六百万余円を要求している。

## 9 その他

精神衛生法施行に必要な本省経費および補助金、優生保護法関係費のほか、中央精神衛生審議会、中央優生保護審議会の経費等々精神衛生対策推進のための諸経費を要求している。

## 精神衛生とは

精神衛生とは、一口にいえば人間の精神的側面を主な対象とする衛生であつて、精神的疾病ならびにもろもろの精神的不健康の予防から、精神的健康の保持向上を目的とするものである。

人の健康とは身体的に健全な状態であるばかりでなく、精神的、社会的にも完全に健全な状態でなければならない。

精神の健康とは単に精神的疾患にかかつていないというだけでなく、変化の激しい生活環境のなかでこれに調和し、積極的に生活し得る能力をもっているものをいう。健康な心の持主は、欲求不満などの状態におかれても、反社会的行動に走る等のいろいろな適応障害を示すことはなく、むしろこれらの問題を調整し、その結果充分な適応状態をつくりあげる能力をもっているものである。

従来は、疾病の治療の面でも予防の面でも、身体的側面に比重がおかれすぎて、精神的側面が軽視されてきた傾向があつたが今後は身体の衛生だけでなく、精神面での衛生が強調されなければならない。殊に近來、身体衛生においても防疫とか予防接種とかの予防的な面のみでなく健康増進の面が重視されるようになってきている。精神衛生においても、精神障害の早期発見、予防といった面から、さらに精神健康増進のために個人はもとより職場、学校あるいは家庭においていろいろな精神衛生の実践を行なう必要がある。

今後における精神衛生は、幅広い視野で総合的に進め、同時にすでに精神障害のあるものは、すみやかに治療がうけられ、軽快また

は寛解した場合には偏見をなくし温かく迎え  
られるよう配慮がなされるべきである。

## 乳幼児期の精神衛生

乳幼児期は、基本的な人格形成のみられる  
時である。日本でも昔から三つ子の魂百まで  
といわれているが、脳神経系の発達も、知  
能、感情、性格といった基本的な精神的働き  
の基礎づくりがみられる時である。

脳重量は、出生時三五〇〜三六〇グラム、  
一年の終りには二倍以上(約八〇〇グラム)、  
四〜五年には約三倍(約一、一〇〇グラム)  
となる。身体の発育の中で、脳の発育はきわ  
めて目ざましい。それだけに脳神経系の発育  
にとつて、きわめて重要な時期といえる。

栄養障害、代謝障害、内分泌障害、交通事  
故などによる頭部外傷、脳炎や脳膜炎、ひき  
つけといった病気や傷害で、脳神経系の健全  
な発育が傷害されないように、十分な健康管  
理が必要である。育児の最も基本的な面は、  
こういう病気や傷害の予防、早期の発見と治  
療に始まる。

知的な働きは、始めは運動感覚機能と密着  
して、未分化な状態で現われる。這い、立

つ、歩くといった運動機能には、知的な働き  
が含まれており、ことにガラガラを振る、投  
げる、つまむ、はさむといった手指の運動  
は、脳神経系の発達、知的機能と深い関係に  
ある。

さらにことばが現われる。ことばにはお母  
さんなどの周囲のいうことが理解できるよう  
になり、さらに赤ちゃんことばから一語文へ  
と、話す方も発達して行く。歩行や手指の運  
動の発達が遅れたり、ことばの発達が遅れて  
いる時には、知能の発達の遅れも疑がつて調  
べてみる必要がある。

さらに大きくなると、自分のこと、自分  
身のまわりのことを処理したり、親やきょう  
だい、友達とのやりとり、遊びなどに、個人  
差が現われてくる。こういう問題には、知能  
の問題、性格の問題が関係していると同時  
に、育児しつけのあり方といった、周囲のあ  
つかい、環境条件によつて左右される面も大  
きい。

赤ちゃんにも、食物としての栄養だけでな  
く、両親や家族との接触、交流による、暖か  
い正しい愛情がなければ、正常な発達はむず  
かしくなる。授乳、排便排便のしつけ、だつ  
こしたり、こういう親との交流、周囲からの

暖かい適正な刺激が必要である。

泣いたり笑ったり、くやしがつたり、こわ  
がつたり、やきもちをやいたり、生まれて始  
めてする、いろいろな情緒的な経験がある。  
こういう感情的経験と表現の中に、その子ど  
もの基礎的な性格形成が行なわれている。

指しやぶり、おねしょ、どもり、自然行為  
などの悪いくせが始まることもある。こうい  
う問題には、その子ども感情生活における  
問題、欲求不満などが関係しており、正しい  
しつけ、欲求不満の解消、遊びを通じての明  
るく楽しい感情的表現活動など、子どもにと  
り扱いに対して、十分な考慮が必要である。

## 学童期・青少年期の精神衛生

人格の基礎の形成される幼児期を過ぎると  
子供は小学校に入り社会人としての一步をふ  
み出す。この頃には脳の重さも内部の構造も  
大人にほぼ近くなり、神経系や内分泌の働き  
も安定してくる。学童期には運動能力や知  
能、ことに抽象的思考能力が著しくすすむの  
でこれらの能力の適当な開発が必要である。  
現在わが国では学童期の五割以上が幼稚園や  
保育園に通つていたといわれるが、やはり義務



務教育としての小学校入学は、子供にとつて母親から離れて現実社会の集団に入る新しい体験であり、この時期には家族以外の教師や友人との関係が重要な意味をもつようになる。母親からの分離が順調に行かないと、登校拒否や緘黙児などの問題がおこりやすい。わが国の義務教育の就学率は98%以上といわれているが、視力や聴力に障害のある子供、知能のおくれている子供、肢体不自由児、虚弱児、言語や情緒に障害のある子供の教育や指導にはなおおくれている面が多い。

ろう児の七割、盲児の四割は義務教育をうけているが、その他の障害児のための治療教育は今後更にすすめられなくてはならない。非行の最初の症状も学童期に認められることが多いので、精神衛生と教育関係者の協力による「学校精神衛生」対策が必要になる。

年齢が進み思春期になると心身の急激な変動により精神衛生的に多くの問題を生じ易い。もつとも深刻な精神病である精神分裂病や、その他の神経症、自殺、薬物中毒などの問題もこの時期にはじまる。したがつて周囲の人びとの配慮による早期発見、早期治療が緊急となる。思春期から青年期にかけて、身体的成熟に伴う本能的欲求の増加は少年を混

乱させる。彼らは本能を怖れおさえようとする禁欲的傾向と、衝動に身を任せる快楽的傾向の間を動揺する。近年初潮などの第二次性の成熟と精神—社会的成熟のアンバランスを年少非行や性的暴力的非行の増加と関係づける考え方もある。

青少年期における内的不安定は一面においては知的活動を刺激し、既成の道徳や權威に疑いをもち、自ら人生の意義を考えることに導く。彼らは自己の人格を統合しようとし、社会における自己の役割、進路を見出そうとす。しかし、このような摸索は困難なので失敗する者も多く、あるいは逃避し自己の殻に閉じこもり、あるいは集団をつくり社会を攻撃し破壊的行動をとる。青少年の非社会的行動、反社会的行動の原因としては、社会全体が責任を負うべき部分も多い。戦後のわが国においては人間は封建的な制度や道徳から自由になつた面もあるが、同時に家族や伝統的に依存することなく、受験や職業上のはげしい生存競争に耐え、人間関係の稀薄な都市化された社会に生きなければならぬ。人の命や生活より経済的利益を優先させるような風潮さえある。青少年に拡大されてみられる孤独

感、無力感、焦燥感はこの世代も分けあうものかもしれない。青少年の精神衛生はわれわれ全体が現在真剣に考慮しなくてはならない問題であろう。

### 壮年期の精神衛生

青年期を過ぎ壮年期にはいると、とくに職場の精神衛生と家庭の精神衛生の二つが大きな問題点となる。

職場では次第に責任ある地位につき、人間関係の問題にたえずストレス状況におかれ、家庭では経済的、心理的負担が増大する。とくに、青年期危機と並んで向老期（初老期または更年期）の危機が重要である。身体的にも諸器官の退行現象がおこり、動脈硬化や悪性腫瘍にかかりやすく、女子では閉経がある。アルコール嗜癖、初老期うつ病などの精神障害のみならず、離職、定年、能力低下、過労などのさまざまな適応障害も起りやすい。

とくにいわゆるエイジングの問題があり、向老を自覚することである。それは身体的違和感が根底にあつて、歯牙脱落、頭髮の変化、性的減退、視聴力障害などの身体症状、

疲労増大、氣力減退、記憶減退、過去に対する過度の反省などの精神的徴候がしばしば問題になる。

前者すなわち身体徴候では、心身の退行と疾病が問題になるが、この種の現象はその多くが間葉系組織の変化であつて、緒方知三郎博士のいわゆるニセの老化である。これに対して其の老化である神経組織や上皮組織の胚葉系の老化は向老期にはまだ始つていない。したがつてそのさいの多くの精神的徴候は社会的な人間関係や心理的葛藤から起るものが多い。

女性の閉経期はその典型であり、閉経に伴う身体的違和のみならず、閉経が女性としての能力や魅力の喪失としてうけとられる。ベニングトンは閉経期女性の精神徴候として、不快、興味喪失、抑うつ、優柔不断、過敏、自己憐びん、猜疑、劣等感、自己破壊性、責任性の誇張などを挙げている。このような情緒不安は生理的のみならず、社会、心理的根拠をもつており、たとえば育児や家事に没頭して、自己の欲望を抑え自己犠牲的生活を送つてきた母親が、子どもが独立し離れていくに伴つて、更年期症状によく反応する例がよくみられる。

男性も初老の中たるみといい、それまで緊張していたものが心身機能の低下や、興味や関心の減退といった形であられる。このさいも、家庭的負担の増大、職場における能力や成功の限界といった条件が働いていることが多い。

これらの向老期危機がさまざまな適応障害として現われるのだが、これを早期に発見し処理するとともに、このうちには初老期うつ病や、アルコール精神障害のような神経精神疾患が含まれており、ことに初老期うつ病による自殺や一家心中などという悲劇や、初老期妄想症による反社会行動などは、早期治療によつて防止し得るものである。このさいにも向老期精神障害の早期発見、早期治療と社会復帰とともに、正常の向老期現象に対する精神健康の促進が併行して進められる必要がある。

### 老年期の精神衛生

日本人の平均寿命の延長とともに老年人口は毎年増加の傾向にある。これに伴つて老年期の精神障害および一般老人の適応障害が増加しており、欧米における老年者の精神衛生

と同様の重要性が日本でも次第に明かになつてきている。

老年期の精神変化の一つは知的能力や学習能力を含む能力低下にあり、それはいわゆるボケとして示され、さらには脳萎縮や脳細胞変化に伴う痴呆として病的状態を示すに至る。他の一つは感情変調であり、柔軟性の欠如、自己統制の減退、さらに心気傾向を主体とする自己身体へのつよい関心、妄想傾向、不安などとして示される。前者の著しいものは老年痴呆であり、後者は脳動脈硬化である。

アメリカのキャバンによる十五項目からなる精神老化度測定によれば、記憶障害、今事に対する消極性、自己中心性、昔語り、愚痴、無関心、孤独、学習困難、わずらわしいことを避ける、交際の消極性、社会変化への猜疑、切りかえの困難、高度の吝嗇などが挙げられる。一般に心気傾向のつよい老人ほど、自覚的精神老化度が過大に評価される。このさい身体的老化度と精神的老化度のアンバランスが問題となり、その不調和が一方では老人ノイローゼ、他方では反社会行動として示されることになる。

欧米の精神病院では老人の精神障害者の入

院比率がたかく、たとえばアメリカの州立精神病院在院患者の約三〇パーセントが六五歳以上の老人である。日本では六〇歳以上の入院率が三パーセントでまだ低い、これには老年人口比率の差もあり、都会では八一九パーセントにのぼるところもある。従来は不適応老人が家庭に保護されていたのが、家族制度や形態の変化とともに、核家族へと移行しつつあり、とくに都会では老年者の適応が次第に困難になりつつあり、精神病院入院老人も次第に増加しつつある。

このことを裏書きすることは、厚生省が昭和二十九年と同三十八年度に行なつた全国精神障害者実態調査であり、後者ではとくに脳血管性や老年性精神障害がより多く発見されており、対人口比も欧米並みに若年人口よりも老年人口に高くなつてゐる。この現象は将来次第に著しくなつてくるにちがいないと思われる。

老年期の精神衛生にとつても重要なことは、これらの老年期精神障害を含む適応障害の早期治療とともに、一般老人の精神健康の保持に努めなければならない。それには老年期においても家庭や社会のために役立つという役割意識をもたせ、役割期待が生ずるよ

うな方策が講じられなければならない。病院施設内でのリハビリテーション活動を活発にするのみならず、家庭老人に対する老人クラブや老年者通園センターなどにおける精神的考慮が十分に払われるよう、精神科医をはじめとする精神衛生の専門家が、これら

## わが国の精神衛生

### 一 精神衛生の歩み

#### 明治初期

明治初期においては、精神衛生対策としては全く法的規制のないままに推移していた。

この時期においては、精神医学は進歩しておらず、精神病の治療は、そのほとんどが加持祈禱にたよつており、社寺の様塔は、精神病者の収容施設のごとき観があつた。

明治の衛生行政が、本格的軌道にのり出し

の領域で活動し得る基礎がつけられる必要がある。

執筆者

乳幼児期—菅野 重道

学童期・青年期—池田 由子

壮年期・老年期—加藤 正明

たのは、明治六年、文部省の医務課が医務局となり、明治七年、医制が發布されてからであり、この医制の一つに癲狂院の設立に関する規定がある。しかし、癲狂院の設置は遅々として進まず、ほとんどすべての精神病者の大多数は、私宅に監置されて、人間的な取扱いをうけていなかつた。

しかしながら、近代西洋医学が、漸次輸入され、これに基づいた衛生行政が行なわれるようになるにつれ、精神衛生対策の面も新たな方向へと展開して行くことになつた。すなわち、明治八年には、ドーニッツが警視庁において精神病の講義を行なつたし、日本最初

の公立病院である京都府癲狂院が設立され、九年には、近代精神病学初の専門書である「精神病的説」が出版され、十一年には、日本最初の近代的私立病院として、加藤風癲病院が開設され、十二年には、ベルツ博士が東京大学においてはじめて近代精神病学を、またローレルツ博士が愛知医学学校において精神病学を講義した。十三年には、医学校初精神病舎が愛知県病院に設置され、十七年には、岩倉癲狂院が開設され、十九年には、帝大医科大学に精神病学教室が置かれ、同年十二月には、日本人最初の講義として柳俣教授が東大において精神病学の講義を行なった。さらに二十八年には、代表的な精神病学の成書として呉秀三纂訳「精神病学」が発行される等に医学の面においても段々とその基礎が固められて行つた。

### 精神病患者監護法の制定

明治三十年代になると、これまで相当長い間もつぱら地方の規制に委ねられていた精神障害者に関する全国的法規制がようやく出現するにいたつた。すなわち、まず路頭にさまよう救護者のない精神病患者の保護の規制として、明治三十二年「行旅病人および行旅死亡

人取扱法」が公布され、ついで明治二十年のいわゆる相馬事件などが重要なきつかけとなつて精神病的保護に関する最初の一般的法律「精神病的監護法」が明治三十三年三月公布され、同年七月一日施行となり、また同年六月二十八日「精神病患者監護法施行規則」が定められて、精神病患者の監督および保護の責任を明らかにし、不当な人権侵害を排除し、さらに監督の実施を行政庁の許可または届出とし、監置の適正を図つた。しかしながら、監置の方法において私宅監置をも許していたので、医療保護の面では、きわめて不十分であり、社会の変化に伴う精神病患者の漸増と精神医学の進歩とは、精神障害者対策をこのような消極的な範囲に止まらせて置くことができなくなつた。すなわち、明治三十四年には本邦精神医学の先駆者といわれる呉秀三が東大教授となり、明治三十五年には、精神病患者救済会が設立され、日本ではじめて精神衛生運動が行なわれるようになり、さらに、日本精神学会も発足し、また三十九年、「官立医学校ニ精神科設置」の決議を行なつたし、明治四〇年には、北海道に道府県外の公立精神病院の初として、公立函館区立精神病院が開設された。明治四十二年に、明治四十一年一月

以降、公立精神病院およびその退院者につき詳細な調査を行なつた結果、患者数二万五千、病床二、五〇〇、私宅監置約三千というような精神病患者の実態が明らかになり、その収容施設の整備拡充が必要なることがわかり、明治四十四年、「官公立精神病院設置」の決議がなされた。

### 精神病院法の制定

明治末年にいたつてようやく近代国家としての体制を整えたわが国は衛生行政の面においても新たな段階に入り、さらに社会生活の複雑化に伴う精神障害者の増加と医学の一般の進歩は、監護の段階から医療対策へと前進せざるを得なかつた。

さらに大正五年、保健衛生調査会が設置され、大正六年六月三十日、精神障害者の全国一斉調査が行なわれ、精神病患者総数は、約六万五千、精神病院等に入院中のもの約五千、私宅監置を含めて約六万の患者が放置されているという実状、病院を含む精神病患者収容施設をもつてない県が二八県もあり、在院患者のほぼ四分の三が東京、京都、大阪におり、東京にはその二分の一が収容されている等の実態が明らかになつた。このような現状によ

り、大正八年、「精神病院法」が公布された。この法の制定により、国は都道府県にたいして精神病院の設置を命ずることができるようになり、かつその設置された病院にたいし、国庫補助を行なうことになり、精神病院の普及が図られることになった。こうして大正九年には日本精神病院協会が設立されたのである。

しかしながら、公立精神病院の建設は予算不足等のため遅々として進まず、僅かに、大正十四年の鹿児島保養院、昭和元年の大阪中宮病院、昭和四年の神奈川芹香院、昭和六年の福岡筑紫保養院、昭和七年の愛知城山病院を数えるのみであつた。

### 精神衛生法の制定

前述のごとく、公立精神病院の建設は遅々としてはかどらなかつた。しかも在野精神障害者数は増加し、昭和六年の調査によれば患者総数七万余にたいし、収容数は約一万五千であり、諸外国に比して人口あたり病床は十分の一の低さを示し、病院数約九〇で、病院法による施設をもつ府県は僅か三府一七県であつた。昭和元年には日本精神衛生会が設置され、さらに昭和十二年に厚生省が設置さ

れ、衛生行政の機構が確立されたにかかわらず、精神衛生対策は目ざましい効果をあげるにいたらなかつた。ことに戦時においては、精神病患者の保護は全くかえりみられず、精神病床も戦火による消失や経営難により閉鎖され、昭和十五年には、約二万五千床もあつた病床は終戦時には約四千床にまで減少した。

戦後は欧米の最新の精神衛生に関する知識の導入があり、かつ公衆衛生の向上増進を国の責務とした新憲法の成立とにより、精神障害者の医療保護の徹底化と精神衛生が単に精神病の治療のみならず、その予防から広く一般国民の精神的健康の保持向上におよぶべきであるという理念が行なわれるようになり、昭和二十五年、医療保護のみならず予防対策を含めたはばの広い「精神衛生法」が制定されたのである。この法律の制定により、従来

の私宅監置制度は原則として廃止され、精神病患者は医療機関で医療保護をうけることになり、鑑定医制度が採用されて精神障害者の人権が尊重されることになり、また対象を精神病患者のみならず、精神薄弱者、精神病質者等にまで拡大し、精神衛生対策の飛躍的發展を期したのである。

### 精神衛生法以後

昭和二十七年には、国立精神衛生研究所が設けられ、精神衛生に関する総合的な調査研究が行なわれることになった。

昭和二十八年には、日本精神衛生連盟が結成され、同年十一月には第一回全国精神衛生大会が開催された。

一方、この年の精神病床は約三万床で、昭和十五年の約二万五千に比べようやく戦前に回復したが、昭和二十九年七月の全国精神障害者実態調査によれば、精神障害者の全国推定数は一三〇万人、うち要入院は三十五万人で、病床はその十分の一にも満たないことが判明し、よつて同年法改正を行なつて非営利法人の設置する精神病院の設置および運営に要する経費にたいし、国庫補助の規定が設けられ、これが重要な契機となつて、病床は急速に増加し、いわゆる精神病院ブームの現象を呈し、五年後の昭和三十五年には約九万五千床に達し、精神障害者にたいする医療保護は飛躍的に發展した。

昭和三十一年四月一日、厚生省公衆衛生局に精神衛生課が新設され、精神衛生行政は一段と強化されることとなつた。

また、治療についても従来の療法に加えてクローブル・プロマジン等の薬物療法さらに心理療法や作業療法等の治療方法が進歩してその寛解率は著しく向上し、在院期間が短縮され、かつ、これに伴ない予防対策や在院障害者対策が次第に注目されるようになった。

さらに昭和三十八年には画期的な精神障害の実態調査が行なわれ、この調査によつて全国的な精神障害者の数、医療の普及度等が明らかになり、昭和二十五年制定の精神衛生法は、このような状況の推移、社会情勢の著しい変化、精神医学の目ざましい進歩という新しい事態に既応し得なくなつてきたので、精神障害に関する発生予防から、治療、社会復帰までの一貫した施策を内容とする法の全面改正の準備がなされていた。ところがたまたま三十九年三月、有名なライシヤワー事件が発生し、精神障害者の不十分な医療の現状が大きな社会問題となり、これがため準備中の法改正は一層拍車をかけられることになつた。よつて同年五月厚生大臣は法改正について、その諮問機関である精神衛生審議会に諮問し、その答申を得て、同年二月、精神衛生法の一部を改正する法律案が第四八国会に提出され、昭和四十年六月三十日をもつて公布

施行されることになつた。

この法改正により、都道府県ごとに新たに技術的中枢機関として精神衛生センターが設けられることになつたほか、保健所は地区における精神衛生行政の第一線機関となり、在宅精神障害者の訪問指導、相談が強化され、さらに通院医療にたいする公費負担制度が新設され、精神衛生対策は一層その充実が期待されることになつた。

## 二 精神衛生行政の組織

精神衛生行政は公衆衛生行政の一部門である。衛生行政は、家庭や地域社会を対象とする一般衛生行政と、学校生活を対象とする学校保健行政および職場における生活を対象とする労働衛生行政に三大別される。一般衛生行政は、さらに(1)予防接種、集団検診等予防医学を主体とする予防衛生行政、(2)栄養改善、精神衛生、スポーツ等健康増進を目的とする保健衛生行政、(3)上下水道、汚物等衛生工学を主体とする環境衛生行政、(4)医療の普及向上をはかる医務衛生行政、(5)医薬品の生産配給と販売等に関する業務行政の五つに大

別され、これらのうち、(1)、(2)、をあわせて公衆衛生行政とよばれている。

これらの衛生行政の活動分野に対応して、いわゆる衛生行政組織がある。

一般衛生行政の体系としては、国(厚生省)―都道府県(衛生主管部局)―保健所―市町村(衛生主管部局課)の一貫した体系が確立されている。

精神衛生行政の組織についてみると、国のレベルにおいて衛生行政を担当しているのは厚生省であり、その厚生省で直接衛生行政に関係ある内部部局は、公衆衛生局、環境衛生局、医務局、薬務局のいわゆる衛生四局で、精神衛生を担当する局は公衆衛生局である。

公衆衛生局には、企画、栄養、保健所、結核予防、防疫、精神衛生、検疫の七課があり、精神衛生課が精神衛生行政を担当している。

このほか、厚生省の附属機関として国のレベルにおける科学技術の中核的役割を果たす機関として国立精神衛生研究所があり、また自主的行政の運営をはかるための機関として中央精神衛生審議会が設けられている。

つぎに都道府県では、精神衛生行政を担当する衛生主管部(局)(衛生部、厚生部、衛生民生部、厚生労働部等)があり、それぞれ

四内至六課が設けられ、その一課である精神衛生主管課（保健予防課、公衆衛生課等）が直接精神衛生行政を担当している。また都道府県には、精神衛生の向上をはかるための施設として精神衛生センター（精神衛生相談所）が設けられているほか、知事の諮問機関として、精神衛生に関する事項を調査審議するための地方精神衛生審議会および通院医療の申請に関する事項を診査するための精神衛生診査協議会が設けられている。

都道府県内の地区には、地区における精神衛生行政を担当する保健所があり、その標準組織は、総務、衛生、保健予防、普及の四課十七係であり、直接精神衛生を担当するのは保健予防課の精神衛生係である。

市町村における組織は都道府県に準じていて、それぞれ精神衛生主管部（局）、課、係が設けられている。

これらの精神衛生行政の組織を图示すれば次のとおりであり。

- 厚生省 公衆衛生局―精神衛生課
  - 国立精神衛生研究所
  - 中央精神衛生審議会
- 都道府県 衛生主管部―精神衛生主管課
  - 地方精神衛生審議会

精神衛生診査協議会

精神衛生センター

保健所―保健予防課―精神衛生係

市町村 衛生主管部（局）・課・係

イ 国立精神衛生研究所

国立精神衛生研究所は、昭和二十七年に設置され、精神衛生に関する調査研究ならびに精神衛生関係職員の研究をその任務とし、精神衛生部、児童精神衛生部、社会精神衛生部、身体病理部、精神薄弱部、優生部、社会復帰部の研究七部と総務の一課がおかれている。

ロ 中央精神衛生審議会

精神衛生行政の実施にあたり、精神衛生に関する事項を調査審議し、行政の公正妥当を期するため、厚生省の附属機関として中央精神衛生審議会が置かれている。この審議会は厚生大臣の諮問に答えるほか、精神衛生に関する事項について関係大臣に意見具申をする権限を有している。審議会の委員は一五人で任期三年、精神衛生に関し学識経験ある者および関係行政機関の公務員のうちから、厚生大臣が任命する。

ハ 地方精神衛生審議会  
都道府県における精神衛生行政に関し、必

(単位：千円)

40年度予算額	41年度予算額	42年度予算額	43年度予算額	44年度予算額
16,357,306	21,097,852	22,479,679	25,199,445	27,967,243
15,959,353	20,725,990	22,090,285	24,830,000	27,651,937
15,694,323	20,004,472	21,437,160	24,200,074	26,982,221
215,307	673,556	597,723	570,235	602,652
33,869	41,160	44,013	43,085	47,247
15,854	6,802	11,389	16,606	19,817
390,309	369,040	386,101	341,328	307,966
349,258	330,441	338,021	293,819	257,822
41,051	38,599	48,080	47,509	50,144
7,274	2,443	2,860	2,272	7,037
370	379	433	427	303

要な事項を調査審議するため、各都道府県ごとに地方精神衛生審議会が置かれている。この審議会は、都道府県知事の諮問に答えるほか、精神衛生に関する事項に関して都道府県知事に意見を具申することができる。審議会の委員は一人以内で、精神衛生に関し学識経験のある者および関係行政機関のうちから都道府県知事が任命し任期は三年である。

#### ニ 精神衛生学調査協議会

都道府県における通院医療費公費負担にたいする申請に関して必要な事項を調査し、公費負担の決定に関して都道府県知事に意見を具申する機関で、各都道府県ごとに設置されている。この協議会の委員は五人で、精神障害者の医療に関する事業に従事する者および関係行政機関の職員のうちから都道府県知事が任命し、任期は二年である。

### 三 精神衛生の財政

#### (一) 精神衛生関係予算

精神衛生対策は、厚生省における重点施策であるのでその伸びはまことにめざましいものがある。昭和四十三年度の国の精神衛生関係の予算額は二八〇億円で、これを精神病院法の制定当時の予算約三万円にくらべると驚異的な数字であり、さらに昭和三十八年度の一〇九億、三十九年度の一三三億、四十年年度の一六三億、四十一年度の二一一億、四十二年度の二二五億、四十三年度の二五二億と年々著しい増加を示している。この膨大な予算のうち、ほとんど大部分が措置入院費の二七〇億円で、ついで通院医療費の六億円、精神病院等の整備補助金の三億円である。この措置入院費は国が八割、都道府県が二割を負担することになっていて、その総額は、三十八年で一三三億、三十九年で一六三億、四十年で一六六億、四十一年で二五〇億、四十二年で二七九億、四十三年は二九二億四十四年は三四〇億と年々著しい増加を示している。

#### (二) 国庫補助

要入院患者に比し、精神病床が非常に不足しているため、昭和二十七年以降、都道府県立の精神病院の新設および増床にたいして補助金を交付し、その整備促進がはかられている昭和二十九年以降は、さらにこれら都道府県立以外の市町村立および日赤、厚生連等の

表1 精神衛生

事 項	38年度予算額	39年度予算額
精神衛生費	10,922,788	13,329,081
(1) 精神衛生費補助	10,659,592	13,014,804
(A) 精神障害者措置入院費補助金	10,635,204	12,981,630
(B) 通院医療費補助金	0	0
(C) 法施行事務費補助金	11,550	19,171
(D) 精神衛生センター運営費補助金	12,838	14,003
(2) 精神衛生関係施設整備費補助	256,208	311,583
(A) 精神病院整備費補助金	256,208	299,208
(B) 精神衛生センター整備費補助金	0	12,375
(3) 精神衛生対策費	6,697	2,403
(4) 精神衛生審議会費	291	291

注 予算額は当初予算である。



公的医療機関立の精神病院にも補助が行なわれている。これら精神病院にたいする補助は、精神衛生法に基づき、その要する費用の二分の一以内の額とされており、その予算額は、昭和二十七年年度の六千八百万円から、三十五年二億八千万円、三十五年一億五千万円、四十年三億五千万円と増加し、これらの国庫補助が重要な契機となり、病床は急激に増加し、昭和二十八年の三万床から、三十五年には九万五千床、四十年には一七万床、四十三年は二二万六千床に達した。また、措置入院には8/10、通院医療には1/2の補助が行なわれるほか、法施行事務費あるいは精神衛生センター整備についても国庫よりの補助が行なわれ精神障害者の医療保護は飛躍的に発展した。

### (三) 資金の助成

国は地方公共団体の行なう病院事業にたいして、政府資金等により資金の助成を行なっているし、公立病院以外の病院には医療金融公庫により、資金の助成を行なっている。

医療金融公庫による融資は、精神病院の新増改築機械購入、運転資金等にたいして、昭和三十五年から厚生年金の融資は昭和二十七

年から国民年金の融資は、昭和三十六年からそれぞれ開始された。これらの資金の助成は、前項の国庫補助と相並んで精神病床の増設に大いに寄与したものである。

表2 医療金融公庫融資の状況

	総融資額	総病床数	精神病床数
	千円	床	床
昭和35年度	4,152,060	10,881	2,434
36	6,914,800	15,833	7,659
37	11,863,880	17,634	8,013
38	11,862,960	15,209	6,127
39	14,536,190	16,768	7,170
40	17,068,100	20,770	8,445
41	20,700,000	23,066	8,681
42	23,121,490	16,711	6,147
43	28,666,780	13,702	3,057

### ☆ 発売中 ☆

健康と福祉 (68年版) 定価 230円  
送料 45円

厚生省で行なっている保健衛生・社会福祉・社会保険等に関する諸種の数値を図表により視覚化し、これに解説を加え厚生省の仕事をわかりやすく説明したものです。

ぜひ本書を看護・保母学院等衛生・福祉関係職員養成所等の教材などにご活用ください。

東京都千代田区霞が関1/2/2  
厚生省内

発行所 財団法人 厚生問題研究会  
TEL 03・501・4853

表4 国民年金融資状況（新規決定分）

	全病院		精神病院 (室)	
	件数	金額	件数	金額
昭和37年度	194	百万円 2,541		百万円
38	177	2,650		
39	218	3,130		
40	171	3,225	6	73
41	200	3,502	5	79
42	174	2,034	0	0
43	193	1,792	2	15

表3 厚生年金融資状況（新規決定分）

	全病院		精神病院 (室)	
	件数	金額	件数	金額
昭和37年度	200	百万円 7,943		百万円
38	218	10,150		
39	226	11,595		
40	175	9,500	16	910
41	191	11,536	9	614
42	115	3,692	8	320
43	96	2,788	3	150

#### 四 精神障害者の実態

##### (一) 精神障害者とは

精神衛生法においては、その目的である精神障害者の医療および保護を全うするため、対象範囲を明確にする必要がある、第三条で「精神障害者とは、精神病患者（中毒性精神病患者を含む。）精神薄弱および精神病質者をいう。」と定義している。

昔は精神病というのには原因が不明なので症状によつて診断していくより仕方がないと考えられていた。たとえば放火狂とか色情狂とかの診断が行なわれたのである。しかしながら精神病もまた原因によつて分類しなくてはならないという考え方が起り、現在では一般にはその原因に従つて内因性精神病と外因性精神病に分けるのが普通である。

内因性精神病と外因性精神病

内因とは内部の原因で素質（素因）とも呼ばれ、外因とは外部的原因でそのなかに身体的原因と社会的・心理的原因とが含まれる。通常、精神病は内因と外因とのからみ合いから起り、内因が大きければ外因は小さくとも発

表8-2 脳器質性精神障害

	38年
脳器質性精神障害	100.0%
脳血管性によるもの	51.6
頭部外傷によるもの	16.8
脳炎脳膜炎によるもの	9.5
梅毒によるもの	6.3
老人性痴呆奇型その他	15.8

表7 精神病総数・有病率

	(人口千対)	
	29年	38年
精神病総数	5.2	5.9
精神分裂病	2.3	2.3
躁うつ病	0.2	0.2
てんかん	1.4	1.0
脳器質性精神障害	1.0	2.2
その他の精神病	0.3	0.2

表6 昭和38年精神障害実態調査

精神障害者数

	全国推計数	有病率人口千対
総数	124万人	12.9
精神病	57万人	5.9
精神薄弱	40万人	4.2
その他	27万人	2.8

処遇現在精神障害者百分率

	総数	医療をうけている	精神療所の施設をうけている	生等の指しつける	全く放置されている
総数	100	30.1	5.2	64.7	
精神病	100	45.4	1.9	52.7	
精神薄弱	100	6.0	13.0	81.0	
その他	100	33.3	0.8	65.9	

必要な処置別精神障害者・有病率

総数	人口千対有病率	精神病院に入院を要する	精神病院以外施設を要する	在宅のままたは指導を要する
万人	万人	万人	万人	万人
総数	124(12.9)	28(3.0)	7(0.7)	89(9.3)
精神病	57(5.9)	21(2.2)	2(0.1)	35(3.6)
精神薄弱	40(4.2)	3(0.4)	5(0.5)	32(3.3)
その他	27(2.8)	4(0.4)	-(0.05)	22(2.3)

以上が現在一般につかわれている原因のわけ方であるがなかなかの二つだけに割り切れないものがある。

通常精神病という場合には、精神分裂病（症状による病型に単一型、破瓜型、緊張型、妄想型等がある）、躁うつ病、てんかん、中毒性精神病（アルコール中毒、麻薬中毒等によるもの）、脳器質性精神病（頭部外

表5 昭和29年精神障害実態調査

精神障害者数

	全国推計数	有病率人口千対
総数	130万人	100% 14.8
精神病	45万人	35% 5.2
精神薄弱	58万人	45% 6.6
その他	27万人	20% 3.0

処遇の状況

在宅のまま精神科専門の指導をうけている	1%	1.24万人
精神病院または精神病室に入っている	3%	3.72万人
在宅のまま精神科専門医以外の医師保健所により指導をうけている	5%	6.20万人
その他	91%	118万人

必要な処置別精神障害者数

	全国推計数	有病率人口千対
総数	130万人	14
要收容治療	46万人	5
要家庭治療	38万人	4
要家庭指導	46万人	5

病するし、また反対に外因が大きければ内因は小さくとも発病する。内因が主因である精神病は内因性精神病と呼び、精神病になりやすい体質的な傾向があり、そのため軽い外因で発病しやすいもので、その代表的なものとして、精神分裂病、躁うつ病、真性てんかんおよび一部の精神薄弱が考えられている。

外因性精神病は物理的・生理的な侵害が身体に加わつておきる精神病（たとえば、脳外傷、脳膜炎、脳炎、脳梅毒、脳動脈硬化、一般の急性伝染病、急性慢性中毒、内分泌疾患、代謝疾患、ビタミン欠乏などの際にみられるもの）と社会的・心理的原因、たとえば親子、夫婦、家族、職場、恋愛などにおける人間関係の葛藤などが原因となつておきる精神病で、この代表が神経症（イノローゼ）である。

表8-1 診断別精神障害者有病率百分率

(昭和38年)

	総 数	精 神 病							精 薄	そ の 他			
		総 数	精 神 分 裂 病	躁 う つ 病	て ん かん	脳 器 質 性 害	精 神 障 害	精 神 病 の 他	精 薄 痴 愚 の み	総 数	中 毒 性 害	精 神 病 質	神 経 症
全 国 推 計	万人 124	57	22	2	10	21	2	40	27	7	5	10	4
人 口 千 対 有 病 率	12.9	5.9	2.3	0.2	1.0	2.2	0.2	4.2	2.8	0.7	0.5	1.1	0.5
百 分 率	100.0	46.1	17.8	1.6	8.1	16.7	1.9	32.3	21.6	5.5	4.2	8.4	3.5

表9-1 性・年 令 別 推 計 人 口

	総 数	年 令						
		0~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60以上
昭和29年	千人 87,697	20,044	18,178	15,713	10,775	9,089	6,862	7,037
昭和38年	96,156	15,937	20,322	17,279	14,978	10,259	8,287	9,094

傷、脳の血管障害、脳腫瘍、脳梅毒等によるもの)を含み、精神薄弱にはその症状として白痴、痴愚、ろ鈍がある、その特殊型として、ダウン症候群、クレチン病、小頭症、フェニールケトン尿症等がある。精神病質は性格異常で、ヒステリー性格異常、分裂症性格異常、てんかん性格異常、執着性格異常がある。神経症には不安神経症、神経衰弱、心気症、強迫神経症、ヒステリー等がある。

(二) 精神障害者数

わが国においては、昭和二十九年および三十八年に精神衛生実態調査を全国調査として実施し、入院中の精神障害者のみでなく、家庭に在る精神障害者の実態、その社会的経済的背景から、治療による将来の見通しなどを調査した。昭和三十八年の精神衛生実態調査を主とし、比較可能なものは二十九年と対比しつつ述べることにする。

一、精神障害者

昭和三十八年の調査では、精神障害者を統計上、精神病、精神薄弱、その他に区分し、精神病には精神分裂病、躁うつ病、てんかん、脳器質性精神障害、その他の精神病を含めてゐる。精神薄弱は精神医学的に白痴、痴愚程

表9-2 年令別精神障害者推計数

	昭和29年			昭和38年		
	推計人口	精神障害者数	有病率(人口千対)	推計人口	精神障害者数	有病率(人口千対)
総数	87,697	1,300	14.8	96,156	1,240	12.9
0~9才	20,044	114	5.7	15,937	123	7.7
10~19	18,178	282	15.5	20,322	232	11.4
20~29	15,713	256	16.3	17,279	135	7.8
30~39	10,775	227	21.1	14,978	235	15.7
40~49	9,089	176	19.4	10,259	198	19.3
50~59	6,862	124	18.1	8,287	136	16.4
60~	7,038	121	17.2	9,094	181	19.9

度を対象とし、その他には中毒性精神障害、精神病質、神経症その他を含めている。

(脳器質性精神障害とは梅毒性精神障害、初老期老年精神障害、脳動脈硬化症、脳卒中後遺症、頭部外傷後遺症等をいい、中毒性精神障害とは、アルコール、麻薬、睡眠剤、覚醒剤その他による慢性中毒者をいう。)

二、精神障害者数、有病率

全国精神障害者推計数は一二四万人、人口千人につき一二・九人である。二十九年調査では、全国で一三〇万人、人口千人につき一四・八人である。

精神病 精神障害のうち、精神病五七万人、人口千対五・九で、二十九年は四五万人、人口千対五・二である。精神分裂病は二二万人、人口千対二・三、躁うつ病は二万人、てんかん一〇万人でそれぞれ人口千対〇・二、一・〇で二十九年とあまり変化がない。脳器質性精神障害は二一万人で人口千対二・二で二十九年の人口千対一・〇に比し約二倍の増加である。この脳器質性精神障害の約半数が脳血管性で、その他は頭部外傷、老人痴呆等いずれも最近いわれるようになった人口の老年化や交通事故の影響によるものである。

精神薄弱 精神薄弱は、その程度によつて、白痴、痴愚、ろ鈍にわけられるが、調査ではろ鈍を除外して精神医学的に白痴、痴愚と診断されたもののみを対象とした。この概念にはいる精神薄弱は四〇万人、人口千対四・二である。

その他 中毒性精神障害は七万人、精神病質は五万人、神経症は一〇万人、その他が四万人で人口千対それぞれ〇・七、〇・五、一・一、〇・五である。

三、性、年齢別  
性別の精神障害者数は男六六・四万人、女五七・四万人で人口千対男一四・一、女一一・八で男に高い。二十九年の調査でも同様である。

年齢別にみると一般的に年齢の高くなるほど有病率が高くなる傾向がある。  
年齢別に診断別構成をみると若年齢では精神薄弱の割合が高いが青壮年層では精神分裂病その他の割合が多くなる。そしてさらに年齢が高くなるにつれて、脳器質性精神障害の占める割合が多くなる。

四、精神障害者の社会経済的背景  
地域別 地域を農業・漁業地区、商業・工業地区その他の三地区に区分して精神障害者

の有病率をみると農漁地区が最も高く、ついで商工地区で最も低いのが住宅地地区である。

また地区を六大都市、その他の都市、郡部に三区区分してみると郡部に最も高く、ついでその他の都市、最も低いのは六大都市である。

世帯業態別 世帯を事業経営者、常用勤労者世帯、農家世帯、日雇労働者その他の世帯にわけると、日雇労働者その他の世帯の有病率が最も高い有病率を示し、ついで農家世帯に高く事業経営者、常用勤労者世帯で最も有病率が低い。

医療保険加入階層別 健康保険、船員保険等の各種保険に加入していたり、生活保護法の適用を受けていたりという 加入階層別に有病率をみると、最も高いのが生活保護階層で千対一二・五・三、ついで日雇健康保険の千対四〇・二、国民健康保険は千対一五・八で最も低いのは健保、船保、共済保険の本人で千対四・七である。

所得別 低所得階層あるいは低消費階層世帯ほど有病率が高い。

精神障害者の医療と指導 三十八年の調査で精神障害者のどれだけが医療と指導をうけているかというとい二四万人のうち、医療をうけているもの三〇・一%、指導をうけているもの五・二%、医療も特別の指導もうけないで家庭にいたるもの六四・七%である。

このような状況にたいしてどのような措置が必要であるかという点、精神病院に入院治療を要する者二八万人、精神病院以外の施設に収容を要するもの七万人、在宅のままに精神科医の外来治療または指導を必要とするもの四八万人、在宅のままその他の指導を要する者四一万人あわせて一二四万人ということになる。

## 五 精神障害者の医療

### 保護

精神障害者は、精神障害のために生活の維持あるいは財産の保全能力を欠き、また病識を有しないため、精神障害の医療を受けようとしなない場合が多い。この精神障害者にたいして必要な医療および保護を加えて、精神障害の治療をはかるとともにあわせて他人に危害をおよぼすことを防止することが必要である。

このため精神衛生法では、保護義務者を定めたり、申請、通報、届出あるいは精神鑑定、措置入院、緊急入院、同意入院、仮入

院、通院医療等や精神障害に関する相談、訪問指導について規定を設け精神障害者の医療保護を行なっている。

### (一) 精神病院

精神衛生法四十八条の規定により、精神障害者は、精神病院または他の法律によつて認められた施設以外の施設に収容してはならぬことになつてゐる。

この精神障害者を収容治療する病院にはすべての病床が精神病床のみのいわゆる単科の精神病院とその他の病院に精神病室が併設されているものと二種類がある。

また開設者別にみると国立、都道府県立、市町村立、日赤、済生会、厚生連等の公的医療機関立(公立)、個人、法人立(私立)の精神病院がある。

昭和四十四年六月末で、単科精神病院は八五九 併設精神病床を有する病院は四七二で計一、三三一施設があり、総精神病床数は二三二、一五六、入院患者総数は二四六、六九一人である。

精神病床は従来年々約一万床の増加をみていたが、昭和三十八年は一万六千床、三十九年は一万七千床、四十、四十一年は一萬九千

表10 単科精神病院数、精神病床数および病床利用率の年次推移

年次	全精神病床数	単科精神病院病床数	一般病院精神科病床数	全精神病床利用率(年間)	単科精神病院
昭和30年末	44,250	35,841	8,409	111.1	260
32	64,725	51,196	13,529	103.4	371
34	84,971	67,319	17,652	104.7	476
36	106,265	81,960	24,305	107.0	543
38	136,387	105,046	31,341	109.7	629
39	153,639	117,758	35,881	110.3	676
40	172,950	130,119	42,831	108.0	725
41	191,597	142,938	48,659	108.8	769
42	210,627	157,654	52,973	106.6	818
43	226,063	169,516	56,547	106.5	853

資料 「厚生省病院報告」

表11 開設者別にみた精神病床数の年次推移 (各年6月末現在)

	総数	公立					その他(個人、法人)
		総数	国	都道府県	市町村	公的医療機関	
昭和35年	89,314	18,374	4,565	10,844	2,124	841	70,940
37	112,748	22,157	4,664	12,131	3,710	1,652	90,591
39	144,892	25,386	4,921	13,241	4,965	2,259	119,506
40	164,027	27,760	5,193	13,836	5,749	2,982	136,267
41	181,759	30,819	5,615	14,617	6,648	3,939	150,940
42	201,823	33,465	6,307	15,150	7,142	4,876	168,348
43	217,015	34,396	6,420	15,267	7,215	5,494	182,619
44	232,156	35,895	7,188	15,618	7,437	5,652	196,261

資料 厚生省医療施設調査

床とその増加は著しく、これを昭和二十八年末の三万床弱にくらべると五倍以上の激増ぶりである。この増加は、国公立にくらべ、医療法人および個人立のいわゆる私立病院の病床増によるもので、これらの全精神病床にたいする割合は、国公立二割、私立八割となつていて諸外国では、国公立の割合が大きくわが国のそれとは逆の関係になつてゐる。

精神病院は従来のごとき隔離拘禁主義から開放治療主義へと進み、作業療法等いろいろな治療方法がとり入れられ、建築的にも近代的となり昔日の精神病院の暗い影は次第になくなつて近代化への脱皮が急速に進んでゐる。

精神病院における今後の問題点は、増床もさることながら、施設、設備の質的改善であり、さらに、リハビリテーション、小児あるいは老人のための特殊病院の新設等にある。

一、都道府県立精神病院

都道府県は、精神衛生法によつて、精神病院を設置する義務を課せられてゐる。都道府県を設置する精神病院は、精神衛生法による精神障害の医療および保護のための施設として、きわめて重要な位置を占めるものである。国は都道府県が設置する精神病院および

表12 人口万対病床年次推移

年次	総数	精神病床	結核病床	一般病床
昭和31年末	61.9	6.0	28.0	24.0
33	68.6	8.0	28.6	27.9
35	73.5	10.1	27.0	32.3
37	79.0	12.6	25.0	37.1
38	82.6	14.2	24.0	40.0
39	85.8	15.8	23.4	42.8
40	88.9	17.6	22.5	45.0
41	92.7	19.3	21.4	48.3
42	96.1	21.0	20.4	50.9
43	99.0	22.3	19.3	53.7

総数にはらい、伝染病を含む。

資料「厚生省病院報告」

表14-1 精神病床数、在院患者数、措置患者数、措置率、利用率年次推移

	全精神病床数	入院患者数	措置患者数	措置率	利用率
昭和36年末	106,265	111,919	34,808	31.1%	105.6%
37	120,300	129,836	47,036	36.2	107.9
38	136,387	147,996	53,925	36.4	108.6
39	153,639	165,697	62,190	37.5	107.9
40	172,950	183,260	65,370	35.7	106.0
41	191,597	199,710	67,934	34.0	104.2
42	210,627	218,196	72,242	33.1	103.6
43	226,063	234,737	74,865	31.9	103.8

資料「厚生省病院報告」

精神病院以外の病院に設ける精神病室の設置に要する経費にたいしてその二分の一を補助している。

## 二、指定病院

都道府県には精神病院の設置義務が課せられているが、現実には、これのみによつては、必要な病床数が確保できない場合があるため、都道府県立の精神病院に代わる施設として指定病院の制度がある。すなわち都道府県知事は、国および都道府県以外の者が設置した精神病院または精神病院以外の病院に設けられている精神病室の全部または一部をその設置者の同意を得て、都道府県が設置する精神病院に代わる施設として指定することができる。これが指定病院とよばれ、精神障害者の措置入院または緊急措置入院の施設となるということである。

指定病院の指定については、厚生省が一定の基準を設けているし、また都道府県知事は、指定病院の運営方法等が不適當であると認めたときは指定を取り消すことができることになつている。

## (一) 精神病院への入院

精神衛生法上精神病院への入院には、一般



表15 精神鑑定申請通報処理件数

(昭和43年)

	申請通報 件数	鑑 定 不 必要者	鑑定をうけたもの			
			精神障害者		精神障害 者でなか つたもの	
			法29条該 当	法29条該 非該当		
総数	28,885	2,123	18,319	7,888	107	
一般からの申請	19,967	1,064	12,848	5,761	54	
警察官からの通報	6,007	465	3,683	1,729	81	
検察官からの通報	1,026	215	543	225	9	
保護観察所の長からの通報	82	20	30	28	0	
矯生施設の長からの通報	677	314	165	117	9	
精神病院の管理者からの届出	1,126	45	1,050	28	4	

資料「厚生省報告例」

表16 精神障害疾病の1日平均在院措置患者数および措置入院費の推移

年 度	措置患者数	措 置 入 院 費		
		総 額	国 庫 負 担	都道府県負担
昭和32年度	8,455人	12億円	6億円	6億円
35	11,688	18	9	9
38	52,146	133	106	27
39	62,719	163	130	33
40	65,829	196	157	39
41	68,755	250	200	50
42	72,479	268	214	54
43	74,978	302	242	60

- 注 1. 措置患者数は各年2月末現在  
2. 措置入院費は当初予算額（医療費のみ）

病院などと異なる点がある。すなわち、(1)法第二十九条の規定による措置入院、(2)法第二十九条の二の規定による緊急入院、(3)法第三十三条の規定による同意入院、(4)法第三十四条の規定による仮入院、(5)特に法の規定に基づかない本人の自由意志による自由入院（一般病院の入院に同じ）の五つの形式がある。以下、この分類に従ってそれぞれの場合の入院について述べよう。

一、措置入院

(1) 入院措置 措置入院は精神病院に特有のものであつて、入院させなければ自身を傷つけ、または他人に害をおよぼすおそれのある精神障害者を精神衛生法第二十九条により強制的に入院させる制度である。

措置入院は、一般からの申請と警察官、検察官、保護観察所の長あるいは矯正施設の長からの通報、精神病院の管理者からの届出または自傷他害のおそれが明らかである場合、都道府県知事は精神衛生鑑定医をして診察をさせなければならぬと精神衛生法第二十七条第一項に規定されており精神衛生鑑定医二名が別々に診察してその者が精神障害者であり、かつ医療および保護のため入院させなければ、その精神障害のために自身を傷つけ、

が一致した場合には、都道府県知事は、その者を本人または保護義務者の同意の有無にかかわらず強制的に国・都道府県立精神病院または指定病院に入院させることができる。

この措置入院の制度は従来から存在していたが、三十六年十月に精神衛生法が改正され、予算上の措置入院患者数が大巾に増加され、措置入院患者の医療費支払方法が統一され、措置入院費についての国の補助率が二分の一から十分の八に引上げられる等のことであつて、都道府県の予算措置が十分に講ぜられるにおよんで急激に増加した。

すなわち、昭和三十七年上期まではようやく一万人台であつたのが同年下期には三万人に増加し、昭和四十四年五月末には七万四、八六五人までに増加したのである。これに伴い措置入院費の国庫負担額もうなぎのぼりに増加し、昭和三十五年度は九億円であつたのが四十四年度は約二六九億円と約三〇倍にもなつてゐる。

(2) 申請、通報 昭和四十三年中における申請通報件数は、一般からのもの一万九、九六七件、警察官からのもの六、〇〇七件、検察官からのもの一、〇二六件、矯正施設の長からのもの六七七件、その他合計で二万八、

八八五件で、そのうち調査の結果、鑑定の必要ありとして、精神衛生鑑定医の鑑定をうけたもの二万六、三一四件でうち二万六、二〇七件が精神障害者と診断され、その結果措置入院したのは一万八、三一九件である。

(3) 精神衛生鑑定医 精神障害者には、正常な意思能力を欠き、しかも、自分が精神障害者であるという意識すなわち病覚を有しない者が少なくない。したがつて、その医療および保護は、本人の意思のいかんにかかわらず、必要に応じて行なわれなければならない。強制的な手段によつて執行されることとならざるを得ない。しかしながら、それは同時に、人身の自由の拘束となり、一歩誤れば人權の侵害にもなりかねないのでその執行には、慎重な配慮を必要とする。すなわち、医療および保護のための強制は、その者が精神障害者であつて、必要やむを得ない限りにおいて行なわれるべきであり、その判断は、公正にして正確であることを要するのである。

このような見地から、かかる判断を下すための専門家として精神衛生鑑定医の制度が設けられている。

精神衛生鑑定医の職務はきわめて重要なものであるため、その指定には、一定の資格要

件が定められている。すなわち、精神衛生鑑定医は精神障害の診断または治療に関し、少なくとも三年以上の経験を有する医師で、厚生大臣の指定をうけたものである。その職務は、都道府県知事の監督の下に、精神衛生法の施行に関して、精神障害の有無並びに精神障害者につきその医療および保護を行なう上において入院を必要とするかどうかの判定を行なうものである。

精神鑑定医の数は、昭和三十二年九月末には八六九人であつたものが三十六年三月末には一、三七二人、三十七年三月末一、六二五人というように増加し、四十年三月末には二、二四二人、四十一年三月末には二、三六三人、四十三年三月末二、六〇二人、四十四年三月末二、七四〇人となり現在、精神科診療に従事している医師の過半数が、精神衛生鑑定医の指定をうけている。

## 二、緊急入院

緊急措置入院は措置入院と同様、精神病院に特有のものであり、かつ同様強制措置として入院させるものであり、その手続が措置入院の場合よりも簡略化されているという点において、より強力な措置である。この対象者は、措置入院の場合と同じく精神障害者であ

つて、ただちに入院させなければその精神障害のため自身を傷つけまたは他人を害するおそれが著しいと認められるもので、このような者について、急速を要し、法に定める手続をとつて正規の措置入院をさせることができなような場合には、緊急措置入院させることができる。この場合にも、本人または関係者の同意は不要である。しかしながら精神障害について一名の精神鑑定医の診察は必要とされるし、収容施設は国・都道府県立精神病院若しくは指定病院である。

緊急入院の期間は四十八時間をこえることはできないことになつており、また都道府県知事は緊急入院の措置をとつた場合には、すみやかに、その者につき、正規の措置入院に移行させるかどうかを決定することになつてゐる。したがつて緊急措置入院者はこの入院開始後四十八時間以内に措置入院に移行しない限りは退院することになる。

### 三、同意入院

措置入院および緊急入院は、都道府県知事の権限に基づき、本人または関係者の同意の有無にかかわらず行なわれ公的な医療および保護の実施を目的とするものである。これに対し同意入院は、私的な医療および保護の実

施を目的とするものであるが、本人の同意は要件とされず、また自由を拘束するという点において強制的な性格を有するものである。

同意入院の対象となる者は精神病院の管理者が診察した結果精神障害者であると診断した者であり、入院の要件は、この精神障害者と診断された者が医療および保護のため入院の必要があると認められることおよび入院について、保護義務者の同意があることである。しかしながら措置入院の如く、自傷他害のおそれがあることを要しない。

同意入院について同意をなし得る者は法に規定された保護義務者で、いない場合またはその者が保護義務を行なうことができない場合は市町村長が同意を与えることになる。

### 四、仮入院

仮入院とは、精神病院の管理者が、診察の結果、精神障害の疑があつてその診断に相当の時に要すると認める者を、その後見人、配遇者、親権を行なう者その他の扶養義務者の同意がある場合には、本人の同意がなくても、三週間を超えない期間、仮に精神病院へ入院させることができるという制度である。本人の同意を要件とせずまた特定の者の同意を必要とする点で同意入院と同じ性質のもの

であるが同意入院が精神障害者の医療および保護のために行なわれるものであるのに対して未だ精神障害であるか否かの確定しない者を対象とし、その診断のために行なうという、いわば医療および保護の前段階において限られた目的のために行なわれる。したがつてその期間についても制限が付されている。

入院の期間は三週間をこえることができないうので三週間をすぎても、なお診断がつかない場合には退院させなければならぬ。一方、精神障害者であると診断された場合も、もはや仮入院としての入院は許されず正規の入院に切り替えることが必要になる。

### 五、自由入院

自由入院とは、精神障害者自らの意思に基づいて入院することを意味する。

精神障害者の中には、その障害の種類と程度によつては病覚があり、是非を弁別し、社会公安上何らの害のない者もあり、それらの者の入院および退院については、一般疾病の場合の入院および退院と同様に考えられるので、精神衛生法では何等の特別の規制がなされてゐない。したがつて、自由入院は、精神衛生法によらない入院といつてよからう。

表18 単科精神病院における年間外来患者延数および1日平均の年次推移

年次	外来患者延数 千人	1日平均数 人
昭和30年度	521	1,427.8
34	1,082	2,966.0
38	2,226	6,099.5
39	2,512	6,882.0
40	2,761	7,546.3
41	3,138	8,597.1
42	3,570	9,779.8
43	4,205	11,520.5

表17 精神障害疾病の1日平均通院患者数および通院医療費(予算額)

年度	通院患者数	通院医療費 百万円
昭和40年度	48,368	215
41	64,491	673
42	64,491	597
43	45,000	570
44	47,000	602

資料 「厚生省病院報告」

または他人に害をおよぼすおそれがあること  
(三) 通院医療について

向精神薬の開発等精神医学の発達により、精神障害の程度の如何によつては、必ずしも入院治療を要せずかえつて通院による医療がきわめて効果的になつた事情にかんがみ、新たに法改正により、精神障害の適正な医療を普及し、早期発見、早期治療によつてその効果を高めるため、精神障害者が通院によつてその精神障害の医療をうける場合には、都道府県はその医療に要する費用の二分の一を公費で負担する制度が設けられたのである。

通院医療を担当する機関は、保険医療機関その他の社会保険、労災保険、共済組合、生活保護の医療を行なう病院、診療所、薬局である。

公費負担は、精神障害者またはその保護義務者の申請によつて行なわれ、精神衛生診査協議会の意見を聞いて都道府県知事が決定する。一回の申請によつて行なわれる公費負担は、六カ月が限度である。都道府県が負担すべき費用は、健康保険の診療報酬の算定方法にしたがつて算定され、都道府県から社会保険診療機関を通じて医療機関に支払われる。

国は都道府県にたいして、公費負担として負担した費用の二分の一すなわち医療費の四分の一を補助する。精神障害の医療は、医療保険、労災保険、共済組合または生活保護によつても行なわれるが、公費負担は医療費の半額について公費負担が優先して行なわれ残りの半額について他の制度によつて費用の負担が行なわれる。

(四) 医療費について

わが国の国民総医療費(国民一年間の治療費推計)は、昭和三十七年六、五一億、三十八年七、九六六億、三十九年九、八九五億であり、うち精神医療費は、三十七年三五六億、三十八年四七〇億、三十九年六二一億で総医療費の約六%を占めている。

精神病医療費の約九〇%が入院費で、二十七年三二〇億、三十八年四一三億、三十九年五三〇億円である。またこの医療費の負担区分をみると、公費負担額が最も多く約五〇%を占め、ついで保険者負担が約三〇%で患者負担は一三%となつている。

精神病の医療は大部分がこのように入院医療であり、かつその医療費も公費負担が大きく、したがつて相対的に保険者負担分、患者

表19 国民総医療費の推計額調

(昭和40~42年)

区 分	昭 和 40 年				昭 和 41 年				昭 和 42 年			
	入院	入院	歯科	計	入院	入院	歯科	計	入院	入院	歯科	計
総 医 療 費	-	-	-	11,737	-	-	-	13,522	-	-	-	15,643
(売薬あんま等)	-	-	-	513	-	-	-	520	-	-	-	527
純 医 療 費	4,104	5,978	1,143	11,224	4,552	7,186	1,264	13,002	5,267	8,327	1,521	15,116
(疾病別)												
精神病医療費	664	75	-	740	772	90	-	862	852	92	-	944
結核医療費	821	286	-	1,107	806	315	-	1,121	807	505	-	1,312
その他(歯科を含む)	2,619	5,616	1,143	9,378	2,973	6,781	1,264	11,018	3,608	7,730	1,521	12,860
公費負担区分別	1,203	255	13	1,471	1,315	302	15	1,633	1,465	345	16	1,826
(負担区分別)												
精神病医療費	440	6	-	446	505	10	-	515	556	13	-	569
結核医療費	442	75	-	517	442	76	-	518	434	89	-	523
その他(歯科を含む)	321	174	13	508	368	217	15	600	476	244	16	736
保険者負担分	2,217	4,389	835	7,442	2,513	5,295	941	8,749	2,941	6,179	1,094	10,214
精神病	167	47	-	215	201	59	-	260	227	61	-	288
結核	332	196	-	518	320	204	-	524	320	374	-	695
その他	1,728	4,146	835	6,708	1,992	5,032	941	7,964	2,393	5,744	1,094	9,231
患者負担分	684	1,333	295	2,312	723	1,589	308	2,620	861	1,803	411	3,075
精神病	57	22	-	79	66	21	-	87	69	19	-	88
結核	57	15	-	72	44	36	-	79	53	42	-	95
その他	570	1,296	295	2,161	613	1,532	308	2,453	739	1,742	411	2,892

負担分の割合が小さい。

予算的に精神病医療費をみてみると、国は措置入院費については、十分の八の補助を行なっており、その予算額は当初において、昭和四十二年度は、六万九千人にたいし約二億四億円（一人当単価年約四〇万七千円）、四十三年度は、七万二千人にたいし約二億二億円（一人当単価年約四万二千元）であり、通院医療費については、その二分の一の公費負担を行なっており、当初予算額で、昭和四十一年度は六万四、四九一人にたいし約五億九千万円（一人当単価約三、一一四円）、四十三年度は四万五千人にたいし約五億七千万円（一人当単価約四、一一四円）である。

## (五) 訪問指導

精神障害者の症状悪化を防止し、さらに社会復帰を促進するため、在宅精神障害者にたいしては、一定の資格を持った専門職員が訪問指導を行なっている。

訪問指導の責任者は、保健所長であり、その業務を直接担当する者は、都道府県および保健所を設置する市が保健所に配置した精神衛生相談員および都道府県知事または政令市の長が指定した医師である。精神衛生相談員

の資格は、学校教育法にもとづく大学において、社会福祉に関する科目または心理学の課程を修めて卒業した者で精神衛生に関する知識および経験を有する者、医師、厚生大臣が指定した講習会の課程を修了した保健婦で精神衛生に関する経験を有する者、またはこれに準ずる者であつて、精神衛生相談員として必要な知識および経験を有するものである。

ここでいう必要な経験とは、おおむね精神衛生センター、保健所、精神病院等において精神障害者にかかわる指導、相談、看護等に行なつた三月以上の実務経験をいう。

訪問指導の対象者は、精神衛生鑑定医の診察の結果精神障害があると診断された者で措置入院に至らなかつた者、措置入院後退院した者でなお精神障害が続いているもの、その他精神障害者が必要があると認められる者すなわち公費負担による通院医療を受けている者、公費負担によらないで通院医療を受けている者で主治医等から訪問指導の依頼があつた者またはこれ以外の者で家族等から訪問指導の依頼があつた者等が対象となる。

## 内 保 健 所

昭和四十年六月三十日、精神衛生法の一部

改正により、新たに保健所の業務として、地域における精神障害者の相談および訪問指導が加わり、またこの改正に伴つて保健所法の一部改正が行なわれ、保健所の業務として精神衛生に関する事項が明確に規定された。さらに保健所にもつぱら精神衛生に関する相談、指導等に当たる職員（精神衛生相談員）が配置されることになつた。

保健所は今後名実共に精神衛生行政の第一線機関として役割を果たすことになつた。保健所における精神衛生業務は、医療保護関係の事務（申請、通報、届出、精神鑑定、公費負担関係等）、精神衛生に関する相談、訪問指導、衛生教育その他、精神障害の発生子防から医療保護、社会復帰、一般国民の精神的健康の保持向上といった非常に広い範囲におよぶものである。従つて物的、人的な保健所体制の充実強化が今後の重要な課題である。

### (七) 精神衛生センター

従来、保健所、病院等に併設されていた精神衛生相談所は、昭和四十年六月の法改正により廃止され、新たに都道府県における精神衛生に関する総合的技術センターとして精神衛生センターが設けられることになつた。

一、センターの性格および機能

精神衛生センターは、精神衛生法に基づいて都道府県における精神衛生の向上を図るために設けられる精神衛生に関する総合的な技術中枢機関であり、地方における精神衛生に関する知識の普及、調査研究ならびに相談指導を行なうとともに、保健所その他精神衛生に関係ある機関等に対する技術指導、技術援助を行なう施設である。

二、センターの組織

精神衛生センターの組織としては、通常、医師であるセンター長の下に、相談部、指導部、研究部および事務部が設けられ、相談部は精神衛生に関する相談、指導、諸検査等を、指導部は衛生教育、技術指導等を、研究部は調査、研究を、事務部は庶務、経理を担当している。

三、センターの職員

精神衛生センターには、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理技術者、社会心理専攻者、検査技術者、保健婦、看護婦、その他必要な職員が配置される。国はセンター運営費補助として、これらの人件費の三分の一の補助を行なつている。四、センターの施設

精神衛生センターの規模は、A級（人口三百万以上の府県に設けるもの）二五〇坪、B級一五〇坪で、A B級共それぞれ、相談室、診察室、検査室、研究室、資料保存室、会議室、事務室等必要な部室が設けられている。

センターの新設にあつては、国庫よりその設置に要する経費の二分の一の補助が行なわれている。

#### 五、センターの事業用設備

精神衛生センターにはその業務を行なうために診察用、検査用、衛生教育用、治療用その他の必要な機械器具が整備されている。これらの器具に対しては、センターの創設に際し、その整備に要する経費の三分の一の国庫補助が行なわれている。

#### 六、センターの業務

精神衛生センターの業務は精神衛生に関する相談指導、知識の普及、調査研究、関係機関等への技術援助、技術指導並びに関係職員等に対する研修に大別される。

#### (1) 相談指導

精神衛生に関する相談および訪問指導は保健所の業務であるが、保健所で取り扱うケースのうち、複雑困難なものに対しては、センター内外において相談指導を行ない、来所者

に対しては、脳波検査、心理検査等必要な諸検査を行なつたり、診断を行なつたりするか、病院への紹介委託、助言、ケース・ワーク等を行なつている。また、保健所、病院関係、学校保健関係、福祉関係、事業所関係等精神衛生に関係ある機関その他に対して、直接的な技術援助、技術指導を行なつたり、それらの職員等の研修訓練を行なつている。

#### (2) 知識の普及

一般社会に対しては勿論、精神障害者対策に関連のある都道府県の民生主管部局、警察、検察、学校衛生、産業衛生関係者等に対し精神衛生に関する知識の普及を図つている。

#### (3) 調査研究

都道府県における精神衛生施策の実施に關して必要な精神障害者の実態、その医療保護、地域社会における精神衛生問題についての調査、精神衛生に関する各種の統計報告の収集整理、相談、指導その他についての技術的方法等に関する研究を実施している。

#### 七、センターに対する国の補助

国は都道府県が精神衛生センターを設置したとき、その設置に要する経費（工事費および初度設備費）およびその運営に要する経費（人件費および事業費）について、厚生大臣

の定める算定基準にしたがつて、それぞれ設置費については二分の一、運営費については三分の一を補助している。

#### 八、精神衛生センターの設置状況

昭和四十年六月、精神衛生法改正時には全五十の精神衛生相談所が設けられていたが、法改正により、これらは精神衛生法上は廃止され、これに代わるものとして新たに精神衛生センターが都道府県ごとに設けられることになり、現在（昭和四十四年十月）北海道、宮城、茨城、栃木、埼玉、東京、神奈川、静岡、富山、石川、岐阜、大阪、兵庫、徳島、香川、福岡、長崎、鹿児島の一九都道府県に設けられており、未設置の府県においては、精神衛生相談所が道府県、政令市単独の施設として業務を継続して行なつている。

#### (ハ) 精神衛生従事者

保健所、地方精神衛生センター、精神病院などに勤務する専門技術職員としては、医師（精神科医）、保健婦、看護婦などのほかに精神科ソーシャルワーカー（PSW）、臨床心理技術者（CP）、作業療法士（OT）等がある。精神衛生事業におけるこれらの専門職種は、精神衛生の各分野で今後ますます必要

表20 指定病院概要

(43.4.1現在)

指定病院数	甲表乙表の別		病床数			患者数					
	甲	乙	総病床数	精神病床数	指定病床数	入院患者数	うち措置入院患者数				
全国	390	505	203,166	169,201	75,629	183,031	62,382				
全国	医師数				看護員数				薬剤師	栄養士	
	鑑定医又は臨床経験3年以上		その他		計	看護婦	准看護婦	看護助手			計
	常勤	非常勤	常勤	非常勤							
	1,960	1,344	813	1,195	5,312	14,664	9,737	12,208			36,609

とされるので、これら専門職種の身分資格の確立と養成が今後の重要な課題である。

精神病院における医療技術者の現状

精神病院における医療技術職員には精神科医、看護婦(士)、准看護婦(士)、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理技術者、作業療法士、作業療法指導員等がある。

昭和四十三年四月における指定病院数は八九五施設で、これらに勤務する医師の総数は五、三二二人で、うち常勤医師は二、七七三人、非常勤医師は、二、五三九人である。看護員についてみると、総数は三万六、六〇九人で従事者構成百分率をみると看護員の割合は他の従事者の占める割合にくらべると最も高く、そのうちでも看護婦の割合が高く、かつ看護士は他の種の病院にくらべて精神病院に多く、また看護業務補助者(看護助手)も他の病院にくらべてその占める割合が高いのも精神病院の特色である。

これら看護員のうち、看護婦(士)総数は一万四、六六四人、准看護婦(士)九、七三七人、看護助手は一万二、二〇八人である。

#### (4) 精神衛生関係の法律

精神衛生特に精神障害者に関連する法令の

中心をなすものは「精神衛生法」であるがその他精神衛生あるいは精神障害者に関する法令は数多く制定されている。

精神衛生に関連する法令を規制の目的に従つて分類してみると、(1)精神障害者に対する医療保護、福祉措置、教育指導を目的とした法令、(2)精神障害者による危害防止の観点からの規制、(3)精神障害者の財産法上の規制、(4)身分上の行為に関する規制、(5)精神障害者の人権保障に関する規制、(6)優生上の規制、(7)就職、就業上の規制とに大別できる。

これら精神障害者に関連した法令の主なものに列挙すると、

衛生関係では、

精神障害者等の医療および保護を行ない、その発生の予防につとめることによつて国民の精神的健康の保持および向上を図ることを目的とする精神衛生法、地方における公衆衛生の向上を図るため保健所を設置することおよび精神衛生事業を行なうことを規定した保健所法ならびに優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するため優生手術についてその範囲、実施方法等を規定した優生保護法、母性ならびに乳幼児の健康の保持および増進を図るためその保健指導、健康診査その他の措



置を規定した母子保健法、その他がある。

福祉関係では、

一八歳未満の精神薄弱児など児童の福祉を保障するための福祉の措置、保障その施設等について規定した児童福祉法、一八歳以上の精神薄弱者に対しその更生を援助するとともに必要な保護を行ない精神薄弱者の福祉を図ることを目的とする精神薄弱者福祉法、身体上、精神上の理由により保護を要する生活困難者に対し扶助を行なうことを目的とし、その保護の種類および範囲およびその基準、保護を行なう機関、施設等について規定した生活保護法、児童福祉法、精神薄弱者福祉法その他社会福祉を目的とする法律と相まつて社会福祉事業が公明かつ適正に行なわれることを確保し、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする社会福祉事業法、老人の福祉のため心身の健康の保持および生活安定に必要な措置等について規定した老人福祉法その他母子福祉法、身体障害者福祉法等がある。

教育関係では、

精神薄弱または性格異常をもつている小学校、中学校、高等学校の児童および生徒のための養護学校、特殊学級の設置を規定する学校教育法があり、

その他には、

精神障害者の応急救護について規定した警察官職務執行法、少年法、民法その他保険年金関係の法律、労働関係の法律等がある。

### (イ) 精神衛生関係の施設

精神障害者のための、医療、予防、相談指導、福祉、教育その他を行なうために各種の施設がある。これらを主としてその目的によつて分類例示すると次のとおりである。

#### 一、医療機関

精神病院、精神科、神経科、小児科を標榜する病院、診療所

#### 二、予防相談指導機関

保健所、精神衛生センター（精神衛生相談所）、福祉事務所、児童相談所、精神薄弱者更生相談所、教育相談所（室）、母子福祉センター、婦人相談所、少年相談所、青少年センター、少年保護所、家庭裁判所少年部

#### 三、社会福祉施設

#### (イ) 児童福祉施設

精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、情緒障害児短期收容施設、救護院

#### (ロ) 保護施設

救護施設、更生施設

#### (ハ) 精神薄弱者援護施設

#### (ニ) 老人福祉施設

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム

#### 四、学校

養護学校、特殊学級

#### 五、法務省関係

少年院（医療少年院）、少年鑑別所

福祉事務所

福祉事務所は総合的な社会福祉行政の第一線機関であつて、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、老人福祉法および母子福祉法に定める援護、育成および更生の措置に関する事務をつかさどつている。

昭和四十三年末現在、全国各都道府県に三六九、市に六一一、町村に各二、計一、〇五二カ所の福祉事務所が設けられ、その業務を行なうために必要な、社会福祉主事、精神薄弱者福祉司等必要な職員が配置されている。

#### 児童相談所

児童相談所は児童福祉法によつて各都道府県ごとに設置され、一八歳未満の児童の福祉に関するいろいろなすべでの相談、指導、医学的、心理学的、教育学的、社会学のおよび精神衛生上の判定を行なつたり、必要な調査

あるいは児童の一時保護を行なっている。このため所長には精神衛生に関し学識経験を有する医師をおくほか、心理判定員および児童福祉司において前記の業務にあたつてゐる。児童相談所は、児童福祉行政の第一線現業機関であり、昭和四十二年末現在全国に一三七カ所ある。

#### 精神薄弱者更生相談所

精神薄弱者更生相談所は、精神薄弱者に関する問題につき家庭その他からの相談に応じたり、一八歳以上の精神薄弱者の医学的心理学的および職能訓練の判定を行ない、ならびにこれに附随した必要な指導を行なうほか必要に応じ巡回相談指導を行なつてゐる。このため、精神科医、心理判定員、精神薄弱者福祉司等の職員が配置されている。

精神薄弱者更生相談所は、各都道府県ごとに設けられて、昭和四十二年末現在その数は四八である。

#### 児童福祉施設

精神薄弱児施設および精神薄弱児通園施設は、精神薄弱の児童を入所またはかよわせて保護すると共に独立自活に必要な知識と技能を与える施設であり、四十二年末現在全国にそれぞれ二六七カ所、七〇カ所ある。

情緒障害児短期収容施設は、軽度の情緒障害を有するおおむね一二歳未満の児童を短期間収容し、または保護者のもとからかよわせて治療や生活指導を行なつて情緒障害をなおす施設で全国に五カ所ある。

教護院は、不良行為をなし、またはなすおそれのある児童を入院させて、教護することを目的とする施設で全国に五八カ所ある。

#### 保護施設

救護施設は身体上又は精神上著しい欠陥があるために独立して日常生活の用を弁ずることのできない要保護者を収容する施設で、更生施設は身体上または精神上の理由により養護および補導を必要とする要保護者を収容する施設で、昭和四十二年末現在全国にそれぞれ一一九カ所、二六カ所ある。

#### 精神薄弱者援護施設

精神薄弱者援護施設は一八歳以上の精神薄弱者を入所させて、これを保護するとともにその更生に必要な指導訓練を行なう施設であり、昭和四十二年末現在全国に一〇四カ所ある。

#### 老人福祉施設

養護老人ホームおよび特別養護老人ホームは、六五歳以上の老人で身体上若しくは精神

上の理由で居宅において養護をうけることが困難なものまたは常時の介護を必要とするものを収容して養護を行なう施設で、全国にそれぞれ七五〇カ所、六二カ所ある。

#### (出) 精神衛生関係の団体

日本における精神衛生関係諸団体の連絡を密にし、その協力により精神衛生事業の飛躍的發展をはかることを目的として、日本精神衛生連盟があり、同連盟には、日本精神衛生会、日本精神病院協会、復光会、全日本精神薄弱者育成会、矯正協会、精神衛生普及会、日本精神薄弱者愛護協会、全日本特殊教育研究連盟、全国救護協議会、教育と医学の会、全国精神衛生連絡協議会、全国精神障害者家族連合会の一二団体が加盟し、それぞれ精神衛生の発長のために各種活動を行なつてゐる。

表13-2 諸外国の病院・病床・実数・率

国	年次	実 数					率(人口10万対)					
		病院数	病 床 数				病院数	病 床 数				
			総数	結核療養所	精神病院	一般その他		総数	結核療養所	精神病院	一般その他	
アラブ連合(エジプト)	62	1,247	56,947	8,583	4,085	44,279	4.6	209.0	31.5	15.0	162.5	
カメナ	ダ	62	2,924	255,192	7,350	67,430	180,412	15.7	1,372.0	39.5	362.5	970.0
メキシコ	シ	62	1,925	62,964	...	11,663	51,301	5.2	169.1	...	31.3	137.8
アメリカ	リ	63	19,038	2,163,839	42,138	779,736	1,341,965	10.1	1,142.4	22.2	411.7	708.5
アルゼンチン	リ	61	2,253	129,870	9,547	21,454	98,869	10.5	606.5	4.6	100.2	461.7
チリ	ン	62	...	36,026	...	...	458.5	...	...	...	...	...
コロンビア	ン	63	572	46,822	2,711	17,142	36,969	3.8	310.1	18.0	47.3	244.9
ベネズエラ	ラ	63	326	28,484	2,925	4,349	21,210	4.0	349.8	35.9	53.4	260.4
セイスロ	ン	62	...	37,124	2,215	2,490	32,419	...	355.5	21.2	23.8	310.5
台湾	湾	62	...	7,495	289	650	6,556	...	74.3	2.5	5.6	66.2
インド	ン	58	12,530	161,258	...	...	...	3.1	39.3	...	...	...
日本	本	63	128	16,744	404	5,425	10,915	5.4	704.7	17.0	228.3	459.4
フィリピン	ン	64	6,838	833,606	61,487	117,758	654,370	7.0	857.7	63.3	121.2	673.2
インドネシア	ン	61	394	27,249	1,274	5,000	20,975	1.4	96.7	5.4	17.7	74.1
インドネシア	ン	62	1,024	21,162	500	4,940	15,722	3.7	75.6	1.8	17.6	56.2
オーストラリア	ン	63	312	77,693	4,797	11,924	60,972	7.1	1,083.3	66.9	166.3	850.1
オーストラリア	ン	62	226	65,341	656	10,648	34,037	4.9	975.7	14.1	229.1	732.2
オーストラリア	ン	63	713	55,279	5,970	18,803	30,506	15.7	1,216.8	131.4	413.9	671.5
オーストラリア	ン	59/62	...	607,570	34,687	85,864	487,019	...	1,292.8	73.8	182.7	1,036.5
オーストラリア	ン	63	791	206,863	21,304	28,604	156,955	4.9	1,285.3	132.4	177.7	975.2
西ドイツ	ン	62	3,651	604,932	38,707	95,306	470,919	6.7	1,104.6	70.7	174.0	859.9
西ドイツ	ン	63	492	94,315	9,230	2,624	82,461	4.9	934.6	91.5	26.0	817.4
西ドイツ	ン	61	40	1,833	188	275	1,370	22.0	1,007.1	103.3	151.1	752.2
西ドイツ	ン	62	431	57,912	2,533	19,357	36,022	15.3	2,050.7	89.7	685.4	1,275.6
西ドイツ	ン	61	2,518	459,950	67,598	113,040	279,312	5.0	921.7	135.5	226.5	559.7
オランダ	ン	61/62	1,602	174,080	4,524	26,000	143,556	13.6	1,457.6	38.3	220.1	1,216.9
オランダ	ン	62	1,286	59,572	2,055	10,410	47,107	35.3	1,637.0	56.5	286.1	1,294.5
オランダ	ン	63	2,198	261,987	28,592	34,722	198,673	7.2	853.6	93.2	113.1	647.3
オランダ	ン	63	605	52,493	8,689	9,049	34,755	6.7	580.9	96.1	100.1	384.6
オランダ	ン	63	1,551	140,437	15,237	39,329	85,871	5.0	451.9	49.0	126.6	276.3
スウェーデン	ン	62	998	123,071	4,380	33,449	85,242	13.2	1,627.9	57.9	442.3	1,127.3
スウェーデン	ン	60	430	67,722	3,251	18,588	45,883	5.7	905.4	53.6	248.5	613.4
イングランド	ン	63	...	610,722	...	...	...	...	1,134.9	...	...	...
北アイルランド	ン	63	107	18,538	338	5,934	12,266	7.4	1,280.2	23.3	409.5	847.1
スコットランド	ン	63	758	78,065	1,624	21,245	55,176	14.5	1,489.2	31.0	405.4	1,053.3
ニュージーランド	ン	62	...	101,428	14,802	9,131	77,495	...	538.5	78.6	48.5	411.4
ニュージーランド	ン	62	9,195	123,542	...	32,113	91,429	18.6	1,154.1	...	300.0	854.1
ニュージーランド	ン	64	377	28,481	49	9,031	19,401	14.5	1,098.0	1.9	348.1	747.9
ソ連	連	63	...	2,043,900	...	...	...	...	909.4	...	...	...

(注) 国により病院の定義が異なるので、ここでは W.H.O に従い類似医療施設を一括して計上した。なお、カナダ、アメリカ、ハンガリー、オランダ、ノルウェーは従来計上されていなかった。other establish ment. (一般外科、整形外科、眼科、がん慢性病、リハビリテーション、らい、その他等) が新たに加わっている。フィリピンには公的以外の施設が加わったので前年との推移をみる際はこれらを考慮されたい。

日本の施設、病床数には、一般、歯科診療所は含まれていない。

資料 World Health Statistics Volume 3.

表14-2 精神病床数, 入院患者数, 利用率等现状 (44. 5. 31現在)

	人 口 (43. 10. 1)	月末病床数	月末在院 患 者 数	月 末 在 院 措 置 患 者 数	普及率・利用率等		
					人口万对 普 及 率	措 置 率	病 床 利 用 率
北海道	5,239	12,733	13,485	3,219	24.3	23.9	105.9
青森	1,432	3,045	3,260	861	21.3	26.4	107.1
岩手	1,398	2,481	2,707	886	17.7	32.7	109.1
宫城	1,787	3,106	3,343	1,102	17.4	33.0	107.6
秋田	1,257	2,916	3,028	997	23.2	32.9	103.8
山形	1,247	1,881	2,256	1,073	15.1	47.6	119.9
福岛	1,970	5,153	5,090	1,837	26.2	36.1	98.8
茨城	2,082	5,114	5,627	1,729	24.6	30.7	110.0
栃木	1,543	3,588	3,685	1,553	23.3	42.1	102.7
群馬	1,635	3,082	3,361	1,085	18.9	32.3	109.1
埼玉	3,474	5,999	6,799	1,751	17.3	25.8	113.3
千叶	3,010	6,951	7,123	1,574	23.1	22.1	102.5
东京	11,294	21,791	23,577	4,978	19.3	21.1	108.2
神奈川	4,965	9,827	10,408	3,206	19.8	30.8	105.9
新潟	2,390	4,664	5,496	2,216	19.5	40.3	117.8
富山	1,026	2,669	2,553	762	26.0	29.8	95.7
石川	995	2,388	2,754	807	24.0	29.3	115.3
福山	750	1,722	1,546	535	23.0	34.6	89.8
山梨	766	2,223	2,358	849	29.0	36.0	106.1
長野	1,963	4,290	4,933	2,339	21.9	47.4	115.0
岐阜	1,735	2,540	2,841	1,315	14.6	46.3	111.9
静岡	3,022	4,647	4,942	2,326	15.4	47.1	106.3
愛知	5,122	8,872	9,047	2,527	17.3	27.9	102.0
三重	1,522	3,876	3,754	1,135	25.5	30.2	96.9
滋贺	865	1,729	1,661	443	20.0	26.7	96.1
京都	2,186	4,934	5,157	1,077	22.6	20.9	104.5
大阪	7,184	14,011	15,661	3,334	19.5	21.3	111.8
兵库	4,487	7,899	8,675	2,346	17.6	27.0	109.8
奈良	874	1,939	1,982	438	22.2	22.1	102.2
和歌山	1,041	2,544	2,660	1,195	24.4	44.9	104.6
鳥取	575	1,397	1,392	487	24.3	35.0	99.6
島根	794	1,895	1,822	649	23.9	35.6	96.1
岡山	1,676	4,447	4,530	1,297	26.5	28.6	101.9
広島	2,377	5,662	6,686	1,774	23.8	26.5	118.1
山口	1,521	3,897	4,462	1,582	25.6	35.5	114.5
徳香	798	3,020	2,941	1,272	37.8	43.3	97.4
愛媛	906	2,387	2,464	841	26.3	34.1	103.2
高知	1,429	3,470	3,923	1,012	24.3	25.8	113.1
福岡	798	2,998	3,100	1,195	37.6	38.5	103.4
佐賀	4,012	14,196	14,230	5,882	35.4	41.3	100.2
長崎	857	2,693	2,720	720	31.4	26.5	101.0
熊本	1,617	5,367	5,636	1,310	33.2	23.2	105.0
鹿儿岛	1,749	6,588	6,762	1,916	37.7	28.3	102.6
大分	1,167	3,404	3,923	1,174	29.2	29.9	115.2
宮崎	1,075	4,177	4,024	1,607	38.9	39.9	96.3
鹿児島	1,799	6,955	6,608	3,117	38.7	47.2	95.0
合 計	101,408	231,167	244,992	75,330	22.8	30.7	106.0

第17回精神衛生全国大会並びに関連行事日程表

日	時	行 事	場 所	主 催 者
昭和44年 11月4日 (火)	14.00 ～17.00	全国精神衛生連絡協議会	中国新聞者	全国精神衛生連絡協議会
	13.00 ～17.00	全国精神障害者家族会	広島県医師会館	全国精神障害者家族連合会
11月5日 (水)	10.00 ～12.00	全国指定病院長会議	広島県歯科医師会館	日本精神病院協会
		全国精神衛生センター所長及び精神衛生相談所長会議		全国精神衛生センター所長及び精神衛生相談所長会
	13.00 ～17.00	第17回精神衛生全国大会	第1分科公開討議会「婦人」	広島県医師会館
	第2分科公開討議会「青年」		中国新聞社	広島県精神衛生協会 広島市
11月6日 (木)	10.00 ～12.00	精神衛生鑑定医会議	中国新聞社	厚生省
	13.00 ～14.30	第17回精神衛生全国大会	広島市公会堂	日本精神衛生連盟 中国地区精神衛生連絡協議会
	14.30 ～17.00			公開座談会「酒」
11月7日 (金) } 11月13日 (木)		第17回精神衛生普及運動		厚生省，都道府県，指定都市